

改定素案

福井県都市計画マスタープラン

「都市計画区域マスタープラン（11都市計画区域）」

1 福井都市計画区域マスタープラン	1
2 嶺北北部都市計画区域マスタープラン	24
3 丹南都市計画区域マスタープラン	48
4 織田都市計画区域マスタープラン	72
5 大野都市計画区域マスタープラン	90
6 勝山都市計画区域マスタープラン	112
7 敦賀都市計画区域マスタープラン	135
8 小浜上中都市計画区域マスタープラン	159
9 美浜都市計画区域マスタープラン	184
10 高浜都市計画区域マスタープラン	207
11 三方都市計画区域マスタープラン	229

令和6年2月

福井県 土木部 都市計画課

福井都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 豊かな自然や歴史を育む県都と地域の活力づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 高速交通開通を活かす都市づくり	3
(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	4
2 区域区分の設定の判断	5
(1) 区域区分の設定の有無	5
(2) 区域区分の設定の判断理由	5
3 市街化区域の規模と配置	6
(1) 10年後の市街化区域のおおむねの規模と配置	6
(2) 10年後の市街化区域に配置するおおむねの人口、世帯数	7
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模	7
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 主要な用途の配置の方針	8
(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針	9
(3) 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針	10
(4) 市街化調整区域の土地利用の方針	11
(5) 景観の保全等の方針	11
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	12
(1) 交通施設について	12
(2) 下水道について	14
(3) 河川について	15
(4) その他の都市施設について	16
6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針	17
(1) 基本方針	17
(2) 市街地開発事業の決定の方針	17
(3) 市街地整備の目標	17
7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	18
(1) 基本方針	18
(2) 都市の緑の目標	18
(3) 主要な緑地の配置の方針	18
(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	19
8 防災まちづくりの基本方針	20
整備、開発及び保全の方針図	21

1 都市づくりの基本理念

(1) 豊かな自然や歴史を育む県都と地域の活力づくり

福井都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、福井市、永平寺町の1市1町で構成されている広域都市計画区域である。

嶺北地域のほぼ中央部に位置し、周囲を山地に囲まれる盆地であり、区域の北部には九頭竜川、中央部には足羽川、西部には日野川が流れている。戦災、震災を乗り越えながら都市基盤を整え、県都として各種の都市機能および人口がコンパクトに集積する都市づくりが進められている。

福井市の中心市街地では、人口は減少傾向から増加に転じているが、高齢化率は市全体よりも高く、また、低未利用地は増加傾向となっており、中心市街地の空洞化になかなか歯止めがかからない状況である。

さらに、市街化調整区域では、市街化区域に比べて人口の減少率が高く、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人々が訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「繊維等の工業や県全体の中心的な役割を担う商業・サービス業等の産業」、「足羽山、蔵王山、足羽川および市街地周辺の田園等の優れた自然的環境」および「福井城址や永平寺町の旧街道沿いに点在する寺社や昔ながらの家屋等の歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導、市街地整備を図る。

さらに福井市域では、県都としてふさわしい都市機能を充実させることで、県全体の活性化を図っていく。特に福井駅周辺では、立地適正化計画等に基づき、中心市街地の再生に向けて、市街地再開発事業等による都市機能の誘導・集積・更新を官民連携でより一層推進していくとともに、交通結節機能を強化し、各都市からの利便性を向上させることで、にぎわいの創出およびエリア価値の向上を図っていく。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して、地区計画制度の活用などにより土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、魅力的な都市空間の創出による中心市街地の再生への取組みの促進、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業・医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

また、本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（ハピラインふくい線、福井鉄道 福武線、えちぜん鉄道 勝山永平寺線・三国芦原線、JR 越美北線）を主軸として、福井駅や永平寺口駅などの主要駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な広域交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、無秩序な市街化を抑制するとともに、福井駅周辺における市街地再開発事業等による高度利用の促進など交通結節点をはじめとした地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、本都市計画区域だけでなく、県全体の交通利便性が向上していくように、主要駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、ハピラインふくい線の新駅設置や鉄道等の機能強化（既存駅の機能向上、待合環境の改善等）の他、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、中心市街地の再生への取組みの促進、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

北陸新幹線福井・敦賀開業、中部縦貫自動車道の県内全線開通などにより、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

また、福井市を中心に、通勤・通学、買い物等の広域的な日常生活圏が形成されている中、広域交通ネットワークの整備進捗により、更に広域的な圏域で都市活動が促されており、福井県の中心都市としての重要性が高まっている。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、高速道路 IC 等の広域交通結節点の周辺における新たな産業拠点の形成、福井駅周辺と県内の産業拠点・観光地を連絡する福井縦貫線の整備など、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていく。

また、県都福井市およびその周辺の潜在的な開発需要も考慮した土地利用の規制・誘導、都市圏を支える広域的・根幹的な道路である福井外環状道路の整備、既存ストックの有効利用(共同利用)など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、産業振興、地域経済の活性化、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域では、九頭竜川、日野川、足羽川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、これらの区域の一部は、浸水深が5m以上になると想定される区域や浸水継続時間が3日以上となる区域が含まれている。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も複数ある。さらに、福井平野を取り囲む山地の裾野部や市街地内の足羽山周辺等には、土砂災害のおそれがある区域が多数点在しているなど、洪水、雨水出水の水害や土砂災害等の災害リスクが広く分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

死傷者や家屋の損壊、浸水の被害が生じた「平成16年7月福井豪雨」、浸水被害が生じた「令和4年8月豪雨」、北陸自動車道や国道8号の通行止めや、鉄道各路線の運休などにより市民生活に大きな影響を与えた「平成30年2月豪雪」および「令和3年1月大雪」と自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定、大規模盛土造成地の安全性把握調査の実施を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

有り

(2) 区域区分の設定の判断理由

既に区域区分を設定している都市計画区域では、区域区分を前提として、計画的に土地利用、都市基盤の整備、市街地開発事業および自然的環境の保全・整備を行っており、土地の有効利用、効率的な公共投資および自然的環境の保全等の効果を、今後も積極的に維持していく必要があることをふまえ、判断すべきである。

本都市計画区域の人口は減少傾向にあるが、「世帯の分離、住宅の敷地規模拡大による住宅用地需要」、「製造品出荷額等の増加による工業用地需要」等が推測されるとともに、「北陸新幹線や中部縦貫自動車道など高速交通体系の整備」に伴い市街化の圧力が高まると考える。また、隣接する嶺北北部都市計画区域や丹南都市計画区域の用途地域外での開発圧力があり、福井市への通勤・通学率が高い水準を維持していることから、潜在的な福井都市計画区域への市街化の圧力が、依然、高いと推測できる。

これらのことから、区域区分を廃止すると、無秩序な市街化（市街化調整区域への開発の拡散）が進行し、「浸水や土砂災害など災害リスクの高いエリアでの開発」、「自然環境や営農環境の悪化」等が進行するおそれがあるとともに、「市街地内の低未利用地の有効利用」、「中心市街地や地域拠点への都市機能や居住の誘導」、「計画的かつ効率的な公共投資と既存ストックの有効利用」、「地域公共交通の持続可能性」を損なうおそれがあることから、今後も区域区分を維持する。

3 市街化区域の規模と配置

(1) 10 年後の市街化区域のおおむねの規模と配置

北陸新幹線福井・敦賀開業、中部縦貫自動車道の県内全線開通など高速交通体系の整備が飛躍的に進展するとともに、産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転が全国的に進みつつある中、本都市計画区域では、製造品出荷額等が増加する見込みである。このため、広域交通結節点となる高速道路 IC 周辺において、「土地利用や都市基盤整備の状況・見通し」、「周辺の営農環境、自然環境への影響」等を勘案して、需要に応じた新たな産業拠点の形成を図る。

既に流通業務施設が立地している北陸自動車道福井北 IC 周辺においては、中部縦貫自動車道 県内全線開通により、流通業務をはじめ更に工業用地の需要が高まる可能性がある。このため、将来の産業の見通し、開発需要をふまえ、周辺環境に配慮して、産業集積に向けた市街化区域編入を検討する。

また、世帯分離に伴い世帯数は増加する見込みであり、市街化区域に隣接する区域を対象に、「計画的な市街地形成を害さない」、「計画的かつ一体的な都市基盤整備」、「周辺の自然環境、営農環境との調和」等、一定の条件を満たすことを確認した上で、これらの住宅用地の需要に応じた市街化区域編入を検討する。

なお、市街化区域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該市街化区域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、市街化調整区域への変更を検討する。

(単位 : ha)

おおむねの市街化区域の規模	R2	R12
福井都市計画区域	4,874	4,874 以内

※R12 の市街化区域面積には、保留人口に対応する市街化区域面積は含まない。

(1) 福井都市計画区域

(2) 10年後の市街化区域に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
福井市	206,100 (241,500)	207,300 (239,600)
永平寺町	6,900 (7,900)	6,800 (7,500)
福井都市計画区域	213,000 (249,400)	214,100 (247,100)

※ () 内は都市計画区域人口

※R12の市街化区域内人口には保留人口含む。

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
福井市	85,000 (96,400)	92,900 (107,400)
永平寺町	2,500 (3,300)	3,100 (3,400)
福井都市計画区域	87,500 (99,700)	96,000 (110,800)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模(過去のトレンドによる将来の見通し)

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
福井都市計画区域	1,111,900	986,000

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
福井都市計画区域	274,900	357,600

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 既成市街地

イ) 住宅地

- 福井駅周辺の中心市街地では、商業施設、業務施設および公共施設等の各種都市機能が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、低未利用地は増加傾向であり、高齢化率については市全体よりも高くなっている。このため、中心市街地の活性化のために、積極的に居住の誘導を図り、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出する。
- 福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、森田北東部地区、永平寺町の観音町駅北部および清水地区のグリーンハイツ等の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

ロ) 商業地

- 福井駅周辺は、鉄道路線や、バス路線および幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、北陸新幹線福井・敦賀開業によりその重要性が更に高まるため、県域での中心的な商業地として、市街地再開発事業や店舗等のリノベーションに取り組むことで、商業施設や業務施設等の一層の集積を図る。
- 越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部、清水地区および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の拠点となる商業地を維持する。

ハ) 工業地

- 福井市の森田地区、花堂地区、三尾野地区および二日市地区や永平寺町等の工業地を維持する。
- 鉄道貨物や自動車貨物の集配を行う施設が集積している南福井駅付近、中小の卸売問屋が集積している問屋団地周辺、福井市中央卸売市場をはじめとした流通施設が立地している市場周辺では、流通業務に適した交通基盤が整備されており、今後もこれらの流通業務地を維持する。

② 新市街地

- 広域交通結節点となる高速道路 IC 周辺において、工業用地の需要に対応するため、新たな産業拠点として、工業の利便性が増進できるよう工業地の配置を図る。
- 北陸自動車道福井北 IC 周辺において、中部縦貫自動車道 県内全線開通により、流通業務をはじめ更に工業用地の需要が高くなる場合には、周辺環境に配慮して、流通業務地等の配置を検討する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

- 工業地域や準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでいる地区が少なくなく、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、福井駅周辺の都市の中心的な商業地や越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部、清水地区の地域の拠点となる商業地の維持・活性化に配慮する。
- 永平寺町松岡芝原地区の工業地域では、これまでに住宅地としての土地利用が進展しているため、住宅地への転換を検討する。

② 用途の純化

- 福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、森田北東部地区、永平寺町の観音町駅北部および清水地区のグリーンハイツ等の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。
- 集約型都市構造に向けて、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に都市機能を誘導していくため、準工業地域等においては「特別用途地区」を活用し大規模集客施設の立地規制を図る。
- 新たに用途を配置する地区や良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。

③ 用途の複合化

- 福井駅周辺の中心市街地では、地域経済の維持・活性化や都心居住の推進のために、商業施設、業務施設および公共施設等の誘導すべき用途を明確にし、適切な土地利用調整を行った上で、複合的な土地利用を図る。
- 福井駅東口エリアでは、新たなにぎわい交流拠点となる都市機能増進施設を誘導するため、複合的な土地利用を図る。
- 住宅地においても、超高齢社会の進行、働き方の多様化に対応して、日常生活に必要な施設、職住近接を支える施設として利活用するなど都市アセットの柔軟な利活用の需要がある場合は、良好な居住環境を維持しつつ「特別用途地区」や「地区計画」も活用しながら複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針

① 市街地における建築物の密度構成に関する方針

イ) 住宅地

- 福井駅周辺の中心市街地では、家族世帯や高齢者世帯等の都心居住を推進するため、土地利用の動向や都市施設の整備状況を考慮して、歩いて暮らすことができる高密度な土地利用を図る。
- 越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部の地域の拠点となる商業地の周辺は、生活の利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。
- 福井市の運動公園近辺、新田塚地区、板垣地区、森田北東部地区、永平寺町の観音町駅北部および清水地区のグリーンハイツ等の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

ロ) 商業地

- 福井駅周辺は、北陸新幹線、ハピラインふくい等の地方鉄道、路線バスおよび幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、北陸新幹線の開業によりその重要性が更に高まる。このため、県域での中心的な商業地として、都市再生整備計画事業により整備される都市施設の機能を有効活用し、商業施設や業務施設等の一層の集積を可能にする高密度な土地利用を図る。
- 越前東郷駅や松岡駅の周辺、森田駅東部、清水地区の商業地は、地域の拠点となる商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

ハ) 工業地

- 工業地・流通業務地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 高度利用に関する方針

福井駅周辺は、北陸新幹線、ハピラインふくい等の地域鉄道、路線バスおよび幹線道路からなる県域での広域的な交通結節点であり、買回り品等を扱う商業施設、業務施設および県域に必要な公共施設の集積を図るのにふさわしい地区である。

このため、福井駅周辺では、都市における人口や商業等の産業の見通しおよび望ましい中心市街地の将来像をふまえ、土地利用の動向および都市施設の整備状況を考慮して、高度利用地区等を活用して土地の高度利用を図ることで、県域での広域的な都市機能の集積を推進するとともに、県内外の人々が回遊したくなる魅力ある空間づくりを行い、県都にふさわしい賑わいのある中心市街地を形成する。

(4) 市街化調整区域の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、市街化調整区域の開発は制限していくことを基本とする。

しかし、農村集落の維持・活性化、良好な居住環境の形成など地域課題の解決に向けて、適切な開発許可制度の運用や「地区計画」の活用を図りながら、各市町の都市計画マスタープラン等の土地利用計画に即して、「計画的な市街地形成を阻害しない」、「良好な基盤整備の担保や生産基盤の確保ができる」、「開発に伴う土砂災害・浸水等の被害を防止できる」、「自然環境、営農環境および居住環境に悪影響を及ぼさず、特に希少種の生育・生息する環境を阻害しない」という条件を満たす地区に限り、適切な規模で開発を許容する。

「地区計画」の活用においては、都市の人口フレーム、産業フレームとの整合上、過大な開発とならないよう配慮するとともに、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案する。

また、北陸自動車道福井北 IC 周辺においては、中部縦貫自動車道県内全線開通により、流通業務をはじめ更に工業用地の需要が高まるため、まとまりのある生産性の高い優良農地が損なわれないよう、土地利用の規制・誘導を図る。

永平寺町松岡公園の山林部においては、必要に応じ、今後の公園整備の状況や災害リスクを考慮して、市街化調整区域編入を検討する。

(5) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観の形成を推進する必要性の高い地区では、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 福井都心地区は、福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生を図る。
- 永平寺町の旧街道沿いでは、城下町としての歴史を感じる街割りや寺社および昔ながらの家屋が点在しているものの、現代的な町並みに埋没し個性的かつ魅力的な町並みの形成に活用されていないことから、これら歴史的遺産を活かした町並みの再生を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 都市間の交流と連携を支援する幹線道路、ならびに産業経済活動の支援や企業立地の促進、立地企業の規模拡大につながる道路の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。
- また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- 地域鉄道（ハピラインふくい線、福井鉄道 福武線、えちぜん鉄道 勝山永平寺線・三国芦原線、JR 越美北線）を主軸として、福井駅や永平寺口駅などの主要駅から展開する路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、ハピラインふくい線の新駅設置、新駅へのアクセス向上、鉄道等の機能強化（既存駅の機能向上、待合環境の改善等）の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 福井市街地の渋滞を解消させ交通の円滑化を促進させるとともに福井・嶺北北部都市間の連携強化を支援する福井外環状道路の整備を目指す。
- 広域交通結節点と県内の産業拠点・観光地を連絡する道路の整備を促進する。
- 九頭竜川・足羽川の渡河箇所やハピラインふくい・えちぜん鉄道の横断箇所が限られること、また、福井市の市街地内の交通容量が不足していることで、渋滞が発生している地点があり、この渋滞を解消するための道路の整備を図る。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。また、路面公共交通の円滑な運行にも配慮する。

③ 交通施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の交通施設を以下に示す。

路線名	整備予定区間
主要地方道福井加賀線	福井市中角町～川合鷺塚町 (道路拡幅)
一般県道殿下福井線	福井市北堀町～金屋町 (道路新設)
一般県道清水麻生津線	福井市片山町～南居町 (道路新設)
一般県道福井吉野線	永平寺町松岡西野中～福井市坂下町 (道路新設)
一般県道福井停車場勝見線	福井日之出 2 丁目～手寄 2 丁目 (歩道整備)
都市計画道路福井縦貫線	福井市みのり 1 丁目～花堂北 1 丁目 (4 車線化、無電柱化)
都市計画道路丸山上北野線	福井市円山 1 丁目～北四ツ居町 (道路新設)
都市計画道路川西国道線	福井市高屋町～川合鷺塚町 (道路新設)
都市計画道路嶺北縦貫線	福井市照手 1 丁目 (無電柱化)
都市計画道路城の橋線	福井市豊島 2 丁目～勝見 2 丁目 (無電柱化)
ハピラインふくい線新駅	福井駅～森田駅間 (新駅整備)

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
福井市	97 (88) ^{※2}	100 (91)
永平寺町	99 (76)	99 (76)
合 計	97 (87)	100 (89)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

イ) 公共交通関連施設の配置

おおむね 10 年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね 10 年以内に整備する地区	
	市街化区域内	市街化調整区域
福井市	足羽ポンプ場（施設の全面更新）	社南、東郷、麻生津、酒生、文殊地区
永平寺町	一部の残区域 ^{※1}	整備計画無し ^{※2}

※1 残区(地)域：各地区の残った未整備区(地)域

※2 整備計画無し：整備計画の予定が無い

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用等の対策を図る。

ロ) 都市防災空間としての活用

- 人口や資産の集積が高い福井市中心市街地を流れる足羽川については、火災時の延焼遮断帯として位置付けるとともに、河川敷道路の緊急時の利用、河川水の消火用水としての利用など都市防災空間として活用を図る。

ハ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 市町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。
- 福井市中心市街地を流れる足羽川周辺については、アウトドアレジャーやスポーツ、ライトアップされた水辺空間の散策など、多様な楽しみ方ができる通年型の親水空間を整備し、またイベント広場等として活用することにより、住民や観光客にとって魅力的な河川空間を創出し、地域の活性化を図る。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2
治水機能の確保	九頭竜川	0.8 km (灯明寺地区)	河道掘削	(完成)
	八ヶ川 (北川)	2.6 km (九頭竜川合流点～福井市川合鷺塚町地先)	河道拡幅	0.2 km (完成)
	底喰川	5.9 km (日野川合流点～ハピラインふくい線)	河道拡幅	0.7 km (町屋橋～千日橋上流付近)
	荒川	10.6 km (足羽川合流点～永平寺町松岡吉野)	河道拡幅	0.8 km (重立橋付近～中部縦貫自動車道下流) 0.6 km (東今泉橋～下流遊水地)
	江端川	5.7 km (日野川合流点～北陸自動車道)	河道拡幅	0.8 km (高橋川合流点～ハピラインふくい線)

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

○その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。

○中心市街地の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、福井市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

福井市、永平寺町とも市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

市街地の再構築における市街地開発事業は、「鉄道駅周辺など都市機能を集積させるべき既成市街地の地域拠点でありながら有効な土地利用がなされていない地区」、「都市基盤が不十分な密集市街地において、防災性の向上や居住環境の改善が必要な地区」を中心に活用していく。

一方、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていくことも重要であり、高速道路 IC 等の広域交通結節点の周辺における新たな産業拠点形成に向けて市街地開発事業を活用していく。

また、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 県域での中心的な拠点となる福井駅周辺において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、中心市街地全体の活性化、まちなか回遊の拠点を創出するため、市街地再開発事業の推進を図る。
- 防災上危険な密集地域においては、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、都市機能や居住の集積、公共施設空間や有効空地の確保のため、都市基盤や周辺環境への影響等も勘案して、市街地再開発事業等の活用を図る。
- 市街化区域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地区画整理事業の活用を図る。
- 既成市街地において、敷地が細分化され、低未利用地が点在しているような地区で道路等の都市施設を整備する場合は、敷地の再編・集約化を目的とした土地区画整理事業の活用を図る。
- 市街地再開発事業等を実施する場合には、地域の床需要に合わせて保留床の規模を決定するなど、まちの実情にあった計画とする。

(3) 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の主な事業を以下に示す。

○市街地再開発事業

事業実施地区	施行地区面積 ha
福井駅前電車通り北地区	1.9
福井駅前南通り地区	1.0

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、足羽山、蔵王山、文殊山等の山岳、九頭竜川、足羽川、日野川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（市街化調整区域）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（市街化区域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、都市公園等の施設として整備すべき緑地については、「緑の基本計画」等において設定された数値目標の達成を目指し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園の配置を図る。また、既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、足羽山等の里山、屋敷林や鎮守の森および九頭竜川や足羽川等の河川等の緑地においては、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した九頭竜川等の河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

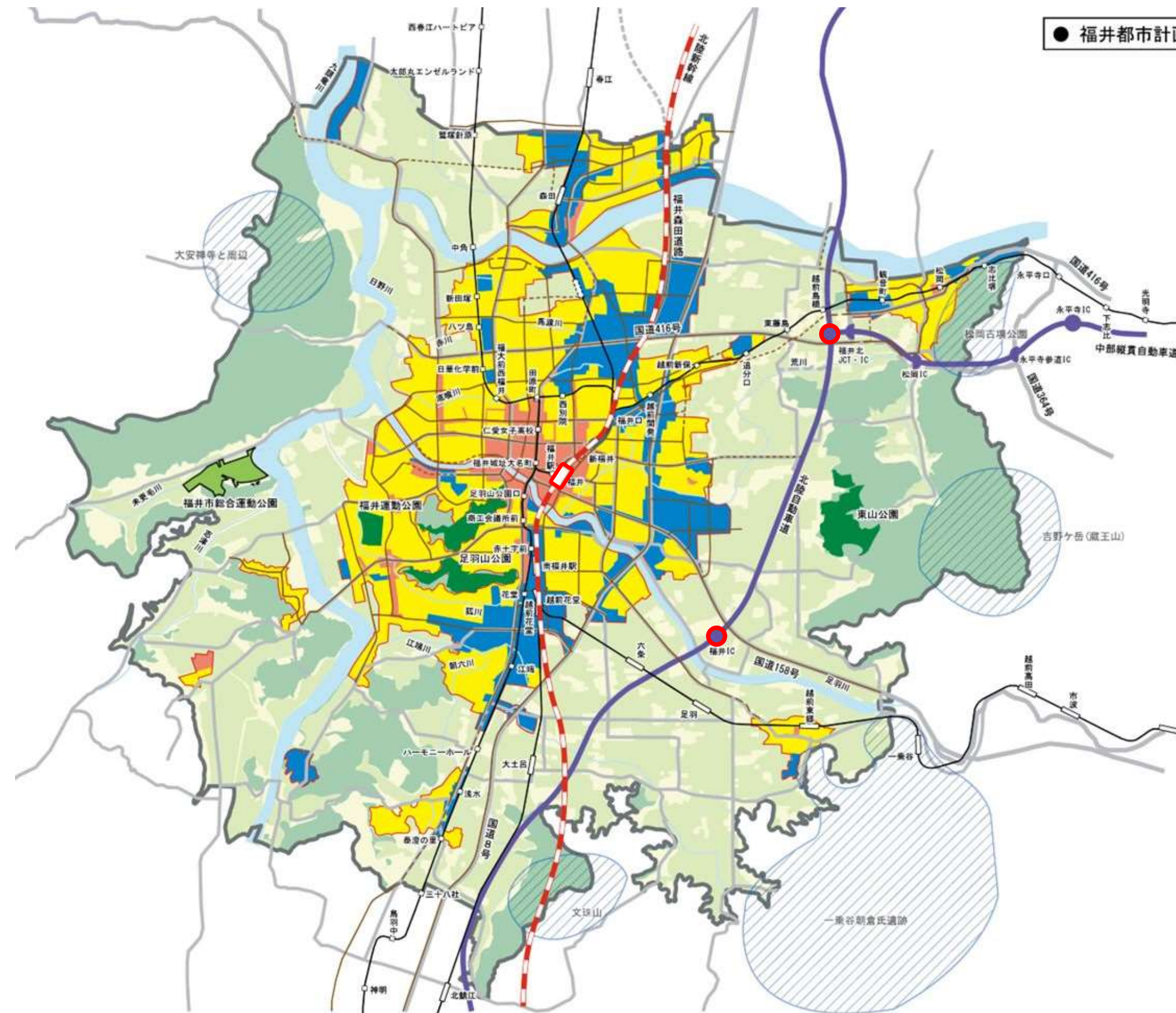
既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

8 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、福井市、永平寺町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、九頭竜川、日野川、足羽川、荒川等の沿川に広範囲にわたって洪水浸水想定区域が広がり、土砂災害警戒区域も広く分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 福井市の居住誘導区域および永平寺町の市街化区域において、5割程度が想定最大規模降雨時による浸水深 3m 以上、浸水継続時間が 3 日以上区域に含まれており、また、九頭竜川、日野川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域が広がる他、土砂災害警戒区域も一部分布している。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 市街化調整区域における過去 20 年間の開発行為について、約 2 割が想定最大規模降雨による浸水深が 3m 以上かつ、浸水継続時間 3 日以上区域に立地するなど、災害発生時の危険度が高い地域での開発も少なくない。このため、市街化が強く抑制されている市街化調整区域においても、災害リスクの回避・低減に留意して開発許可制度、「地区計画」を運用していく。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。また、九頭竜川、日野川、足羽川沿いでは、ポンプ場や浄水場が家屋倒壊等氾濫想定区域に立地しており、これらの機能が維持されるよう災害対策を検討する必要がある。
- 大規模盛土造成地については、安全性把握調査を推進し、調査結果に基づき必要な対策を検討する。また、危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。



● 福岡都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図

凡 例	
都市計画区域	
市街地（市街化区域）	
高規格道路	
国道・県道	
都市計画道路（幹線街路のみ）	
北陸新幹線	
その他の鉄道	
主要な河川	
都市公園等（10ha以上）	供用済
	概ね10年以内に整備予定
その他の緑地等	
既成市街地	住宅地
	商業地
	工業地
特に開発を制限する地域	自然環境を有する地域
	優良な農地を有する地域
その他の地域	

注）高規格道路、国道・県道の破線は概ね10年以内に整備予定

都市計画道路の破線は今後整備していく区間

- 広域交通結節点周辺において産業拠点の形成
 - ・高速道路 IC 周辺は需要に応じた新たな産業拠点の形成を図る
 - ・北陸自動車道福岡北 IC 周辺は産業集積に向けた市街化区域編入を検討
- 県域での中心的な拠点として市街地再開発事業の推進
 - ・福岡駅周辺は市街地再開発事業の推進を図る

嶺北北部都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 豊かな田園と調和した歴史や文化を結び育む都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 高速交通開通を活かす都市づくり	3
(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	4
2 区域区分の設定の判断	5
(1) 区域区分の設定の有無	5
(2) 区域区分の設定の判断理由	5
3 市街地の規模と配置	6
(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置	6
(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	7
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模	7
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 主要な用途の配置の方針	8
(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針	9
(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針	10
(4) 用途地域外の土地利用の方針	11
(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針	12
(6) 景観の保全等の方針	12
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	13
(1) 交通施設について	13
(2) 下水道について	15
(3) 河川について	16
(4) その他の都市施設について	17
6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針	18
(1) 基本方針	18
(2) 市街地開発事業の決定の方針	18
7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	19
(1) 基本方針	19
(2) 都市の緑の目標	19
(3) 主要な緑地の配置の方針	19
(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	20
8 防災まちづくりの基本方針	21
整備、開発及び保全の方針図	22

1 都市づくりの基本理念

(1) 豊かな田園と調和した歴史や文化を結び育む都市づくり

嶺北北部都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、あわら市、坂井市、福井市、永平寺町の3市1町で構成されている広域都市計画区域である。

福井県の最も北に位置し、東側には山地、西側には日本海があり、九頭竜川や竹田川等が流れている。県内で最大の面積を有する都市計画区域であり、田園風景が広がる坂井平野に、城下町や湊町、温泉街、工業団地など特徴のある7つの用途地域が点在し、各個性を活かしながら一体的な都市づくりを進めている。

本都市計画区域の用途地域の人口は減少傾向が続いており、また、三国地域の用途地域内では、低未利用地が増加している状況である。

さらに、用途地域外でも、坂井市春江町を除いて人口が減少傾向である他、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人々が訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「広大な平野部、北部丘陵地域および三里浜砂丘地域等で盛んな農業、あわら温泉や東尋坊に代表される観光産業」、「雄島海岸、北潟湖および九頭竜川等の優れた自然環境」および「三国湊の歴史的街並みや丸岡城等の歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導を進める。

また、芦原温泉駅や丸岡駅、春江駅、三国駅、あわら湯のまち駅などの主要駅周辺では、魅力ある地域の玄関口として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく地域の拠点性向上の取組みを、官民連携でより一層推進していく。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（ハピラインふくい線、えちぜん鉄道三国芦原線）を主軸として、芦原温泉駅や丸岡駅、春江駅、三国駅、あわら湯のまち駅などの主要駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な広域交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、無秩序な市街化を抑制するとともに、芦原温泉駅や丸岡駅、春江駅、三国駅、あわら湯のまち駅などの交通結節点をはじめとした地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、芦原温泉駅などにおける交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、各市街地を連絡する地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

北陸新幹線福井・敦賀開業、福井港丸岡インター連絡道路の整備などにより、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

また、福井市と通勤・通学、買い物等の広域的な日常生活圏が形成されている中、広域交通ネットワークの整備進捗により、更に広域的な圏域で都市活動が促されている。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、芦原温泉駅周辺における観光・交流施設の充実や交通結節機能の強化、広域交通結節点と県内の産業拠点・観光地を連絡する福井港丸岡インター連絡道路の整備など、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていく。

また、県都福井市に隣接する区域の潜在的な開発需要も考慮した土地利用の規制・誘導、既存ストックの有効利用（共同利用）など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、産業振興、地域経済の活性化、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域では、九頭竜川、竹田川、兵庫川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、これらの区域の一部は、浸水深が 3m 以上になると想定される区域、浸水継続時間が 3 日以上となる区域が含まれている。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も複数ある。さらに、九頭竜川、竹田川の河口部付近には、津波による浸水が想定される区域が連なり、北部の丘陵地や東部の山地の裾野部には、土砂災害のおそれがある区域が多数点在しているなど、洪水、雨水出水等の水害や土砂災害などの災害リスクが分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

浸水被害が生じた「令和 4 年 8 月豪雨」、北陸自動車道や国道 8 号で通行止めや、鉄道各路線の運休などにより市民生活に大きな影響を与えた「平成 30 年 2 月豪雪」および「令和 3 年 1 月大雪」と自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

さらに、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定、大規模盛土造成地の安全性把握調査の実施を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域の人口は減少傾向にあるが、「世帯の分離、住宅の敷地規模拡大による住宅用地需要」、「製造品出荷額等の増加による工業用地需要」等が推測されるとともに、「北陸新幹線など高速交通体系の整備」に伴い市街化の圧力が高まると考える。また、用途地域外に開発が拡散している傾向にあることから、無秩序な市街化が進行する可能性がある。

この無秩序な市街化は、まとまりとメリハリのある計画的な市街地形成を妨げるとともに、「浸水や土砂災害など災害リスクの高いエリアでの開発」、「自然環境や営農環境の悪化」等を引き起こすおそれがあるため、適切な方法でコントロールしていかなければならない。

区域区分を設定した場合、「無秩序な市街化の抑制」、「市街地内の低未利用地の有効利用」、「地域拠点への都市機能や居住の誘導」など一定の効果が見込めるものの、現行の用途地域において、市街化調整区域に移行する地区が生じることで、「市町の都市計画マスタープラン等に基づく計画的な都市づくりへの影響」、「地価下落による社会的影響」が懸念される。

このため、区域区分により県が一律に土地利用を規制していくのではなく、県と各市との適切な調整・役割分担のもと、地域の実情や望ましい将来像を勘案して、立地適正化計画や「特定用途制限地域」等により、きめ細やかに土地利用の規制・誘導を図っていく。

3 市街地の規模と配置

(1) 10 年後の市街地のおおむねの規模と配置

既に10 年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しがないため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位：ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
嶺北北部都市計画区域	2, 638	2, 638 以内

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
あわら市	12,600 (27,500)	11,900 (24,500)
坂井市	36,900 (88,200)	35,000 (83,500)
福井市	0 (5,300)	0 (5,200)
永平寺町	400 (2,100)	400 (2,000)
嶺北北部都市計画区域	49,900 (123,100)	47,300 (115,200)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
あわら市	4,400 (9,700)	4,600 (9,500)
坂井市	13,100 (31,200)	13,600 (32,500)
福井市	0 (1,900)	0 (2,000)
永平寺町	200 (700)	200 (800)
嶺北北部都市計画区域	17,700 (43,500)	18,400 (44,800)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
嶺北北部都市計画区域	460,400	408,100

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
嶺北北部都市計画区域	556,400	796,500

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 住宅地

○三国駅周辺や丸岡城周辺等の地域拠点では、商業施設や公共施設が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、人口の減少や空き建物の増加等空洞化が進行しているため、積極的に居住空間の配置を図る。

○あわら市金津市街地の花乃杜地区、坂井市三国町の三国運動公園周辺、坂井市丸岡町の城北地区、春江駅東部の中筋北浦地区および坂井市坂井町の宮領地区等の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

② 商業地

○芦原温泉駅の周辺は、北陸新幹線福井・敦賀開業により、嶺北北部地域での広域的な交通結節点となるため、福井県の北の玄関口にふさわしい商業地として商業施設や業務施設等の集積を図る。

○あわら湯のまち駅、三国駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等に配置された地域の拠点となる商業地を維持する。

③ 工業地

○あわら市金津市街地の東部、テクノポート福井、坂井市丸岡町の市街地南部、坂井市春江町の市街地南部および坂井市坂井町の市街地北部等の工業地を維持する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

- 準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでいる地区が坂井市三国町、坂井市丸岡町および坂井市春江町にあり、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、あわら湯のまち駅、三国駅、芦原温泉駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等に配置された地域の拠点となる商業地の維持・活性化に配慮する。

② 用途の純化

- 集約型都市構造に向けて、鉄道駅等の交通結節点の周辺をはじめとした地域拠点に都市機能を誘導していくため、準工業地域等においては「特別用途地区」を活用し大規模集客施設の立地規制を図る。
- 新たに用途を配置する地区や良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。
- あわら市金津市街地の花乃杜地区、坂井市三国町の三国運動公園周辺、坂井市丸岡町の城北地区、春江駅東部の中筋北浦地区および坂井市坂井町の宮領地区等の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

③ 用途の複合化

- 坂井市丸岡町や坂井市春江町の織物関連等の地場産業の工場が分散している地区では、地場産業の保護育成や居住環境の保全のために、「特別用途地区」による複合的な土地利用を維持する。
- 住宅地においても、超高齢社会の進行、働き方の多様化に対応して、日常生活に必要な施設、職住近接を支える施設として利活用するなど都市アセットの柔軟な利活用の需要がある場合は、良好な居住環境を維持しつつ「特別用途地区」や「地区計画」も活用しながら複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

① 住宅地

- 芦原温泉駅、あわら湯のまち駅、三国駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等の地域の拠点となる商業地の周辺は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。
- あわら市金津市街地の花乃杜地区、坂井市三国町の三国運動公園周辺、丸岡町の城北地区、春江駅東部の中筋北浦地区および坂井町の宮領地区等の良好な低層住宅地は、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 商業地

- 芦原温泉駅の周辺は、北陸新幹線福井・敦賀開業により、嶺北北部地域での広域的な交通結節点となるため、北陸新幹線の開業に併せて、既存の都市施設が有する機能を有効に活用でき、福井県の北の玄関口にふさわしい商業施設や業務施設等の集積を可能にする比較的高密度な土地利用を図る。
- あわら湯のまち駅、三国駅、丸岡駅および春江駅周辺、丸岡城西側等に配置された商業地でも、地域の拠点となる商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

③ 工業地

- 工業地は、従来 of 景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

北潟湖等の国定公園指定地域や、その他の山地、里山（特に希少種が生息する地域）、雄島海岸、三里浜、九頭竜川や竹田川等の河川およびガン類集団飛来地等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保（特にガン類集団飛来地）および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

二) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

ホ) 無秩序な開発が予想される地域

幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、「特定用途制限地域」を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。特に新たな幹線道路を整備する場合は、「特定用途制限地域」等の開発制限を事業着手までに設定する。

② その他の地域

○農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、U ターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。

○新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

○優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

○道の駅「蓮如の里あわら」の周辺は、観光振興に資する拠点としての適切な土地利用を図る。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 国道 8 号、主要地方道福井金津線等の主要な幹線道路沿道など郊外での開発を促進するような大規模小売店舗等が立地するおそれがある地域については、「通勤等に係る道路交通」、「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、「特定用途制限地域」の適用を検討する。
- 既に「特定用途制限地域」を指定している福井港丸岡インター連絡道路沿道、永平寺町御陵地区については、近年の土地利用の動向や今後の見通し等をふまえ、必要に応じて指定範囲、規制業種について見直しを検討する。
- 郊外の無秩序な開発等の都市の課題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 無秩序な住宅地の拡大を抑制し、居住誘導区域への人口集約を促進するため、居住調整地域の指定を検討するとともに、各市の立地適正化計画による居住誘導策を推進する。
- 既に 3,000 ㎡以下のミニ開発が相当数行われている坂井市の丸岡町、春江町、坂井町では、今後の開発の見通し等を考慮して、良好な都市基盤が整備されない不良な市街地の形成を防止するため、「地区計画」など各種方策を活用し適切な土地利用、都市基盤の整備を図る。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 三国駅周辺の湊町地区は、三国湊として繁栄してきた歴史を感じる街割りや寺社およびかぐら建ての伝統的な家屋が残されており、歴史的な街並み環境の整備が進められているため、この良好な歴史的街並みを維持する。
- 国指定重要文化財である丸岡城の周辺地区は、寺社仏閣等の歴史・文化資源も数多く残されている古くからの中心的地域であることから、賑わい創出と、文化的資源の継承・活用のバランスを保ちながら街並みの再生を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良好な景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 福井港丸岡インター連絡道路と一体となって広域ネットワークを形成する道路を整備し、広域的交流拠点である「福井港」へのアクセスを向上させる。
- 都市間の交流と連携を支援する幹線道路、ならびに産業経済活動の支援や企業立地の促進、立地企業の規模拡大につながる道路の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進します。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- 地域鉄道（ハピラインふくい線、えちぜん鉄道三国芦原線）を主軸として、芦原温泉駅や丸岡駅、春江駅、三国駅、あわら湯のまち駅などの主要駅から展開する路線バスやコミュニティバス、デマンドタクシー等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、鉄道等の機能強化（既存駅の機能向上、待合環境の改善等）の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 広域的交流拠点である「福井港」および県下最大の工業団地である「テクノポート福井」と北陸自動車道丸岡 IC を結ぶことで、福井県北部の道路ネットワークを強化し、地域産業の活性化および観光振興を図るとともに、災害時の緊急物資輸送路となる福井港丸岡インター連絡道路の整備を推進する。
- 福井市街地の渋滞を解消させ交通の円滑化を促進させるとともに福井・嶺北北部都市計画区域間の連携強化を支援する福井外環状道路の整備を目指す。
- 石川県とのアクセスを向上し、交流・連携を促進する福井加賀道路については、中部ブロック内での広域的な調整を図りながら、整備の必要性を検討する。
- 国道 8 号福井バイパス等の地域間の交流と連携を支援する道路の整備を促進する。
- 河川や湖沼を渡る隘路を解消するための道路の整備を図る。
- 東尋坊や芦原温泉等の観光地周辺の道路や市街地内の道路は、存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出します。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進めます。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。
- 春江駅周辺地区は、駅舎改修に併せ、駅利用者の利便性を高めるために整備を行う。

③ 交通施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の交通施設を以下に示す。

路線名	整備予定区間
国道 8 号	加賀市熊坂町～あわら市牛ノ谷（牛ノ谷道路）
国道 8 号	あわら市牛ノ谷～あわら市笹岡（金津道路）
国道 8 号	あわら市笹岡～坂井市丸岡町玄女（福井バイパス）
福井港丸岡インター連絡道路	坂井市春江町西長田～丸岡町八ツ口（道路新設）
国道 416 号	福井市白方町～布施田町（白方～布施田バイパス）
主要地方道丸岡川西線	坂井市春江町布施田新～福井市布施田町 （道路新設（橋梁架替））
一般県道福井森田丸岡線	坂井市春江町寄安～春江町沖布目（道路新設）
一般県道トリムパークかなづ線	あわら市菅野～市姫 1 丁目（道路新設）
都市計画道路金津三国線	あわら市田中々～坂井市三国町（道路新設）
春江駅周辺	春江駅周辺の整備・改修

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率※1	R2	R12
あわら市	96 (96) ※2	97 (97)
坂井市	98 (98)	99 (98)
福井市	97 (88)	100 (91)
永平寺町	99 (76)	99 (76)
合 計	98 (90)	99 (92)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口※3／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね 10 年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね 10 年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
あわら市	一部の残地域※1	坪江地区の一部
坂井市	整備済	丸岡地区、春江地区、坂井地区
福井市	整備済	整備済
永平寺町	整備済	整備済

※1 残区(地)域：各地区の残った未整備区(地)域

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等を実施することで、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。
- 九頭竜川や竹田川などにおいて、必要に応じて津波遡上対策を検討する。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 市町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。
- 芦原温泉駅からのアクセスに優れる竹田川周辺については、アウトドアレジャーやスポーツ、水辺空間の散策など、多様な楽しみ方ができる通年型の親水空間を整備し、またイベント広場等として活用することにより、住民や観光客にとって魅力的な河川空間を創出し、地域の活性化を図る。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2
治水機能の確保	八ヶ川 (北川)	2.6 km (九頭竜川合流点～福井市川合鷺塚町地先)	河道拡幅	0.2 km (完成)
	竹田川	6.4 km (九頭竜川合流点～えちぜん鉄道線)	河道拡幅	1.5 km (兵庫川合流点～水屋橋)
	兵庫川	6.8 km (竹田川合流点～えちぜん鉄道線)	河道掘削	0.5 km (坂井市坂井町下兵庫～えちぜん鉄道線)

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 中心市街地の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、各市町の立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

各市とも市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

また、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地区画整理事業の活用を図る。
- 既成市街地において、敷地が細分化され、低未利用地が点在しているような地区で、道路等の都市施設を整備する場合は、敷地の再編・集約化を目的とした土地区画整理事業の活用を図る。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、雄島海岸や北潟湖および九頭竜川、竹田川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、北部には北潟湖および多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、ふくい緑のグランドデザインに基づく緑の基本計画を策定し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園の配置を図る。また、既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および九頭竜川や竹田川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した竹田川等の河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

8 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、あわら市、坂井市、福井市、永平寺町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、九頭竜川、兵庫川、竹田川などの沿川を中心として広範囲にわたって洪水浸水想定区域が広がり、九頭竜川、竹田川の河口部付近には津波災害警戒区域が重なっている他、土砂災害警戒区域等も広く分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 居住誘導区域において、芦原温泉駅付近には想定最大規模降雨時に浸水深 3m 以上となる区域が含まれており、津波災害警戒区域も一部含まれている。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していくとともに、開発の抑制に向けて、「特定用途制限地域」の見直し、まちづくり条例の制定等について検討する。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。必要に応じて機能強化や配置見直しを図る。また、九頭竜川、兵庫川、竹田川の川沿いでは、ポンプ場や浄水場が家屋倒壊等氾濫想定区域に立地しており、これらの機能が維持されるよう災害対策を検討する必要がある。
- 大規模盛土造成地については、安全性把握調査を推進し、調査結果に基づき必要な対策を検討する。また、危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。

丹南都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 伝統産業と先端産業が共存し歴史や文化を育む都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 高速交通開通を活かす都市づくり	3
(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	4
2 区域区分の設定の判断	5
(1) 区域区分の設定の有無	5
(2) 区域区分の設定の判断理由	5
3 市街地の規模と配置	6
(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置	6
(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	7
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模	7
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 主要な用途の配置の方針	8
(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針	9
(3) 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針	10
(4) 用途地域外の土地利用の方針	11
(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針	12
(6) 景観の保全等の方針	12
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	13
(1) 交通施設について	13
(2) 下水道について	15
(3) 河川について	16
(4) その他の都市施設について	17
6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針	18
(1) 基本方針	18
(2) 市街地開発事業の決定の方針	18
7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	19
(1) 基本方針	19
(2) 都市の緑の目標	19
(3) 主要な緑地の配置の方針	19
(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	20
8 防災まちづくりの基本方針	21
整備、開発及び保全の方針図	22

1 都市づくりの基本理念

(1) 伝統産業と先端産業が共存し歴史や文化を育む都市づくり

丹南都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、鯖江市、越前市、越前町の2市1町で構成されている広域都市計画区域である。

嶺北地域の南部に位置しており、中央部を日野川が南北に貫流し、東西と南は山地に囲まれ、古くから国府が置かれるなど歴史を有しているとともに、打ち刃物、和紙、漆器などの伝統産業が発達するなど、ものづくりの都市として発展している。

近年、鯖江市および越前市の用途地域の人口は回復の兆しがあり、越前町の用途地域の人口は横ばいとなっている。一方で、中心市街地では、人口減少、高齢化が進行しているとともに、低未利用地は増加傾向となっており、中心市街地の空洞化になかなか歯止めがかからない状況である。

さらに、用途地域外でも、人口が減少傾向である他、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたいようになるように、また他県の人を訪れ、住みたいようになるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「地域に根ざし、身近に住民の働く場を提供している打ち刃物、和紙、漆器、木工および眼鏡等の地場産業と、最先端技術を活用した次世代産業の共存、丹南地域の中心的な役割を担う商業等の産業」、「越前国府の歴史が息づく越前市の京町界隈や四町地区（本町、元町、平和町、若松町）等の歴史的な街並み、鯖江市の旧北陸道沿いや越前市の五箇地区等に点在する歴史的・文化的な遺産および越前町古墳群や泰澄大師に由来する歴史的遺産」および「三里山、村国山、日野川および天王川等の優れた自然環境」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導、市街地整備を図る。

また、武生駅や鯖江駅周辺では、魅力ある都市の玄関口として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく中心市街地や地域拠点の再生の取組みを、官民連携でより一層推進しエリア価値の向上を図る。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、魅力的な都市空間の創出による中心市街地の再生への取組みの促進、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（ハピラインふくい線、福井鉄道福武線）を主軸として、武生駅や鯖江駅などの主要駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な広域交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、無秩序な市街化を抑制するとともに、武生駅、鯖江駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、越前たけふ駅における二次交通の整備、武生駅、鯖江駅など主要駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、ハピラインふくい線の新駅設置や鉄道駅等の機能強化（既存駅の機能向上、待合環境の改善等）の他、交通 DX、他分野との共創などに取り組む。

これらの取り組みにより、越前町（旧朝日町）の市街地、鯖江市河和田市街地、旧今立町市街地など東西に分布する市街地を連絡する地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、中心市街地の再生への取組みの促進、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

北陸新幹線福井・敦賀開業などにより、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

また、越前市を中心に、通勤・通学、買い物等の広域的な日常生活圏が形成されている中、広域交通ネットワークの整備進捗により、更に広域的な圏域で都市活動が促されている。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、越前たけふ駅等の広域交通結節点の周辺における計画的かつ段階的な官民連携による新たな産業拠点の形成・交流機能の充実、広域交通結節点と県内の産業拠点を連絡する国道 365 号 4 車線化の整備など、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていく。

また、県都福井市に隣接する区域や新たな産業拠点周辺などにおける潜在的な開発需要も考慮した土地利用の規制・誘導、県境を跨ぎ広域交流の拡大を図る、国道 365 号（栃ノ木峠道路）の整備、既存ストックの有効利用（共同利用）など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、産業振興、地域経済の活性化、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域では、日野川、浅水川、天王川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、これらの区域の一部は、浸水深が 5m 以上になると想定される区域や浸水継続時間が 3 日以上となる区域が含まれている。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域が複数ある。さらに、平地部を取り囲む山地の裾野部や村国山周辺などには、土砂災害のおそれがある区域が多数点在するなど、洪水、雨水出水の水害や土砂災害などの災害リスクが広く分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

死傷者や家屋の損壊、浸水の被害が生じた「平成 16 年 7 月福井豪雨」、床下浸水の被害が生じた「令和 4 年 8 月豪雨」など、自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、越前市内の老朽木造住宅等の割合が高い地区では、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティを活かした避難方法の確立などに取り組む。

さらに、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定、大規模盛土造成地の安全性把握調査の実施を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域の人口は減少傾向にあるが、「世帯の分離、住宅の敷地規模拡大による住宅用地需要」、「製造品出荷額等の増加による工業用地需要」等が推測されるとともに、「北陸新幹線など高速交通体系の整備」に伴い市街化の圧力が高まると考える。また、用途地域外に開発が拡散している傾向にあることから、無秩序な市街化が進行する可能性がある。

この無秩序な市街化は、まとまりとメリハリのある計画的な市街地形成を妨げるとともに、「浸水や土砂災害など災害リスクの高いエリアでの開発」、「自然環境や営農環境の悪化」等を引き起こすおそれがあるため、適切な方法でコントロールしていかなければならない。

区域区分を設定した場合、「無秩序な市街化の抑制」、「市街地内の低未利用地の有効利用」、「中心市街地や地域拠点への都市機能や居住の誘導」など一定の効果が見込めるものの、現行の用途地域において、市街化調整区域に移行する地区が生じることで、「市町の都市計画マスタープラン等に基づく計画的な都市づくりへの影響」、「地価下落による社会的影響」が懸念される。

このため、区域区分により県が一律に土地利用を規制していくのではなく、県と各市町との適切な調整・役割分担のもと、地域の実情や望ましい将来像を勘案して、立地適正化計画や「特定用途制限地域」等により、きめ細やかに土地利用の規制、誘導を図っていく。

3 市街地の規模と配置

(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置

北陸新幹線 福井・敦賀開業など高速交通体系の整備が飛躍的に進展するとともに、産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転が全国的に進みつつある中、本都市計画区域では、製造品出荷額等が増加する見込みである。このため、北陸新幹線越前たけふ駅周辺において、「土地利用や都市基盤整備の状況・見通し」、「周辺の営農環境、自然環境への影響」等を勘案して、需要に応じた新たな産業拠点の形成を検討する。

一方、10年後のおおむねの人口規模に応じた可住地が用途地域内に確保されており、住宅用地は現在の用途地域を基本に誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位：ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
丹南都市計画区域	3,646	3,783 以内

※R12のおおむねの市街地の規模のうち、R2からの増加分137haは、今後10年間で新たに必要となる工業用地面積として、製造品出荷額等に基づき推計したものであり、この規模の範囲内で、新たな産業拠点の形成に向けて、工業用地需要等に応じた計画的な市街地形成を検討していく。

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
越前市	46,600 (78,500)	41,500 (69,800)
鯖江市	41,000 (68,000)	44,300 (68,800)
越前町	3,800 (7,500)	3,500 (6,800)
丹南都市計画区域	91,400 (154,000)	89,300 (145,400)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
越前市	16,600 (28,000)	16,300 (27,400)
鯖江市	14,600 (24,300)	17,400 (27,000)
越前町	1,300 (2,700)	1,400 (2,700)
丹南都市計画区域	32,500 (55,000)	35,100 (57,100)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
丹南都市計画区域	213,800	161,200

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
丹南都市計画区域	825,000	1,069,100

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 既成市街地

イ) 住宅地

○武生駅や鯖江駅の周辺の中心市街地等は、商業施設、業務施設および公共施設等の各種都市機能が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、低未利用地は増加傾向であり、高齢化率については市全体よりも高くなっている。このため、積極的に居住の誘導を図り、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出する。

○越前市の常久町、芝原、平出、村国、上真柄町、栗田部町、鯖江市の住吉町、上鯖江、つつじヶ丘町や越前町朝日地区等の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

ロ) 商業地

○武生駅、鯖江駅周辺は、ハピラインふくい線と福井鉄道福武線の鉄道、バス路線および幹線道路からなる丹南地域での広域的な交通結節点であり、丹南圏域での中心的な商業地として商業施設や業務施設等の集積を図る。

○越前市の今立地区、鯖江市の河和田地区や越前町の中心部および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の拠点となる商業地を維持する。

ハ) 工業地

○越前市の北府地区や市街地北部、大虫・池ノ上・王子保・北日野・今立の各工業団地、鯖江市の東部工業団地にある工業地を維持する。

○中小の卸売問屋が集積している武生問屋団地では、北陸自動車道や国道8号等の流通業務に適した交通基盤が整備されており、今後もこの流通業務地を維持する。

② 新市街地

- 北陸新幹線越前たけふ駅周辺において、にぎわいの創出や地域活性化に寄与する産業機能や交流機能等の新たな産業拠点として、大阪延伸までを見据えた長期的な視点で段階的に工業地等の産業用地の配置を検討する。
- 広域的な交通利便性の高い国道 8 号等の幹線道路や地域鉄道の駅周辺において、「土地利用や都市基盤整備の状況・見通し」、「周辺の営農環境、自然環境への影響」、「周辺市町も含めた都市構造への影響」等を勘案して、市街地開発事業等の見通しをふまえ、新たな産業拠点として、工業地等の産業用地の配置を検討する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

- 工業地域や準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでいる地区が少なくなく、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等其他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、武生駅、鯖江駅周辺の都市の中心的な商業地、越前市の今立地区、鯖江市の河和田地区や越前町の中心部および市街地内の幹線道路沿道等に配置された地域の拠点となる商業地の維持・活性化に配慮する。

② 用途の純化

- 集約型都市構造に向けて、鉄道駅等の交通結節点の周辺をはじめとした地域拠点に都市機能を誘導していくため、準工業地域等においては「特別用途地区」を活用し大規模集客施設の立地規制を図る。
- 新たに用途を配置する地区や良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。
- 越前市の常久町、芝原、平出、村国、上真柄町、栗田部町、鯖江市の住吉町、上鯖江、つつじヶ丘町や越前町朝日地区等の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

③ 用途の複合化

- 武生駅、鯖江駅周辺の中心市街地では、地域経済の維持・活性化や都心居住の推進のために、商業施設、業務施設および公共施設等の誘導すべき用途を明確にし、適切な土地利用調整を行った上で、複合的な土地利用を図る。
- 鯖江市の眼鏡や漆器および越前市の和紙等の地場産業の工場が分散している地区では、地場産業の保護育成や居住環境の保全のために、「特別用途地区」による複合的な土地利用を維持する。
- 住宅地においても、超高齢社会の進行、働き方の多様化に対応して、日常生活に必要な施設、職住近接を支える施設として利活用するなど都市アセットの柔軟な利活用の需要がある場合は、良好な居住環境を維持しつつ「特別用途地区」や「地区計画」も活用しながら複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針

① 市街地における建築物の密度構成に関する方針

イ) 住宅地

○武生駅周辺の中心市街地では、家族世帯や高齢者世帯等の都心居住を推進するため、土地利用の動向や都市施設の整備状況を考慮して、歩いて暮らすことができ、歴史的な街並みに調和した高密度な土地利用を図る。また、鯖江駅周辺の中心市街地等でも、都心居住を推進するため、土地利用の動向や都市施設の整備状況を考慮して、高密度な土地利用を図る。

○越前市の常久町、芝原、平出、村国、上真柄町、栗田部町、鯖江市の住吉町、上鯖江、つつじヶ丘町や越前町朝日地区等の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

ロ) 商業地

○武生駅、鯖江駅周辺は、鉄道路線や、バス路線および幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、丹南圏域の中心的な商業地として、土地利用の動向を考慮して、既存の都市施設が有する機能を有効に活用でき、商業施設や業務施設等の集積を可能にする高密度な土地利用を図る。

ハ) 工業地

○工業地・流通業務地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 高度利用に関する方針

武生駅、鯖江駅周辺は、鉄道路線や、バス路線および幹線道路からなる丹南地域での広域的な交通結節点であり、都市の生活利便性を向上させるため、商業施設や業務施設等の集積を図るのにふさわしい地区である。

このため、武生駅、鯖江駅周辺では、都市における人口や商業等の産業の見通しおよび望ましい中心市街地の将来像をふまえ、土地利用の動向や都市施設の整備状況を考慮して、高度利用地区等を活用して土地の高度利用を図ることで、丹南地域での広域的な都市機能の集積を推進し、各市町の人々が活発に交流する、丹南地域の拠点にふさわしい賑わいのある中心市街地を形成する。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

山地、里山および日野川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

二) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

ホ) 無秩序な開発が予想される地域

幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、「特定用途制限地域」を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。特に新たな幹線道路を整備する場合は、「特定用途制限地域」等の開発制限を事業着手までに設定する。

② その他の地域

○農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。

○新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

○優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 主要な幹線道路沿道など郊外での開発を促進するような大規模小売店舗等が立地するおそれがある地域については、「通勤等に係る道路交通」、「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、「特定用途制限地域」の適用を検討する。
- 郊外の無秩序な開発等の都市の課題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 無秩序な住宅地の拡大を抑制し、居住誘導区域への人口集約を促進するため、居住調整地域の指定を検討するとともに、各市町の立地適正化計画による居住誘導策を推進する。
- 既に 3,000 m²以下のミニ開発が相当数行われている地区では、今後の開発の見通し等を考慮して、良好な都市基盤が整備されない不良な市街地の形成を防止するため、「地区計画」など各種方策を活用し適切な土地利用、都市基盤の整備を図る。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 越前市の京町界限や四町地区（本町、元町、平和町、若松町）等の武生駅近辺や越前市の花筐公園周辺は、歴史が息づく良好な街並みを有しているが、老朽化した建築物が密集し、行き止まり道路や狭い道路がある防災性の低い地域でもあることから、防災性の向上に配慮した上で、この良好な歴史的街並みを維持する。
- 神社や古墳等が点在する鯖江市の旧北陸道沿いや越前市の五箇地区では、歴史的・文化的遺産を活かした良好な街並みの形成を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 都市間の交流と連携を支援する幹線道路、ならびに産業経済活動の支援や企業立地の促進、立地企業の規模拡大につながる道路の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- 地域鉄道（ハピラインふくい線、福井鉄道福武線）を主軸として、武生駅や鯖江駅などの主要駅から展開する路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、ハピラインふくい線の新駅設置や鉄道等の機能強化（既存駅の機能向上、待合環境の改善等）の他、交通 DX、他分野との共創など、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 福井市、越前市の都市連携強化等を支援する丹南西縦貫道路の整備を検討する。
- 岐阜県とのアクセスを向上し、交流・連携を促進する岐阜丹南連絡道路については、中部ブロック内での広域的な調整を図りながら、整備の必要性を検討する。
- 産業経済活動の支援や企業立地の促進、立地企業の規模拡大につながる国道 365 号（栃ノ木峠道路）等の整備を促進する。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 越前市の中心市街地をはじめ、周辺市町から北陸新幹線越前たけふ駅へのアクセス道路の整備を促進する。
- 鯖江駅を周辺の特色を活かすプラットホームとして位置づけ、駅周辺の整備を推進する。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

③ 交通施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の交通施設を以下に示す。

路線名	整備予定区間
国道 8 号	越前市春日野町 (8 号防災)
国道 365 号	南越前町板取 (栃ノ木峠道路)
国道 365 号	越前市上太田町～岡本町 (4 車線化)
都市計画道路鯖江駅前線	鯖江市日の出町～深江町 (無電柱化)
ハピラインふくい線新駅	武生駅～王子保駅間 (新駅整備)
鯖江駅周辺	鯖江駅周辺の整備 (歩道整備など)

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R 2	R 12
越前市	94 (78)	97 (83)
鯖江市	95 (73)	98 (74)
越前町	99 (66)	99 (70)
合 計	95 (74)	99 (75)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね 10 年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね 10 年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
越前市	一部の残区域	一部の残地区
鯖江市	一部の残区域	一部の残区域
越前町	一部の残区域	整備計画無し ^{※1}

※1 整備計画無し：整備計画の予定が無い

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用等の対策を図る。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 市町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。
- 日野川の河川敷については、アウトドアレジャーやスポーツ、水辺空間の散策など、多様な楽しみ方ができる通年型の親水空間を整備し、またイベント広場等として活用することにより、住民や来訪者にとって魅力的な河川空間を創出し、地域の活性化を図る。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2
治水機能の確保	日野川	0.35km (越前市村国地先)	築堤工	(完成)
	河和田川	1.1km (中橋～血の川合流点)	河道拡幅	0.6km (中橋～落井橋上流)
	服部川	2.3km (鞍谷川合流点～水間川合流点)	河道拡幅、 新川開削 (捷水路建設)	1.3km (鞍谷川合流～北出橋)
	天王川	2.0km (越前町市地先(市姫橋)～宝泉寺地先)	河道拡幅	(完成)
	吉野瀬川・吉野瀬川放水路	ダム (越前市広瀬町地先)	ダム	(完成)
		2.4km (越前市家久町地先～芝原一丁目地先)	放水路、河道拡幅	(完成)

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 中心市街地の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、各市町の立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

各市町とも市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

市街地の再構築における市街地開発事業は、「鉄道駅周辺など都市機能を集積させるべき既成市街地の地域拠点でありながら有効な土地利用がなされていない地区」、「都市基盤が不十分な密集市街地において、防災性の向上や居住環境の改善が必要な地区」を中心に活用していく。

一方、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていくことも重要であり、北陸新幹線越前たけふ駅周辺における新たな産業拠点形成に向けて市街地開発事業を活用していく。

また、広域的な交通利便性の高い国道 8 号等の幹線道路や地域鉄道の駅周辺において、「土地利用や都市基盤整備の状況・見通し」、「周辺の営農環境、自然環境への影響」、「周辺市町も含めた都市構造への影響」等を勘案して、計画的な市街地開発事業を検討する。

このような、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地区画整理事業の活用を図る。
- 都市機能を集積させるべき既成市街地の地域拠点でありながら有効な土地利用がなされていない地区においては、低未利用地の集約による土地の有効利用、駅前広場や幹線道路など都市施設の整備拡充に向け、土地区画整理事業の活用を図る。
- 既成市街地において、敷地が細分化され、低未利用地が点在しているような地区で、道路等の都市施設を整備する場合は、敷地の再編・集約化を目的とした土地区画整理事業の活用を図る。
- 老朽木造住宅等が密集し道路等の都市施設の整備が不十分なため、防災上・居住環境上問題がある可能性のある地区においては、防災性の向上と居住環境の改善を図るために、実態を十分調査した上で、歴史的街並みの維持や調和に配慮しながら土地区画整理事業等の活用を図る。
- 鉄道駅周辺の中心市街地で、商業施設や業務施設等の集積地であるにもかかわらず有効な土地利用がなされていない地区、防災上危険な密集地区においては、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、都市機能や居住の集積、公共施設空間や有効空地の確保のため、都市基盤や周辺環境への影響等も勘案して、市街地再開発事業等の活用を図る。
- 市街地再開発事業等を実施する場合には、地域の床需要に合わせて保留床の規模を決定するなど、まちの実情にあった計画とする。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、日野山、三里山、村国山等の山岳、日野川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、都市公園等の施設として整備すべき緑地については、「緑の基本計画」等において設定された数値目標の達成を目指し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園の配置を図る。また、既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、長泉寺山、村国山等の里山、屋敷林や鎮守の森および日野川や浅水川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

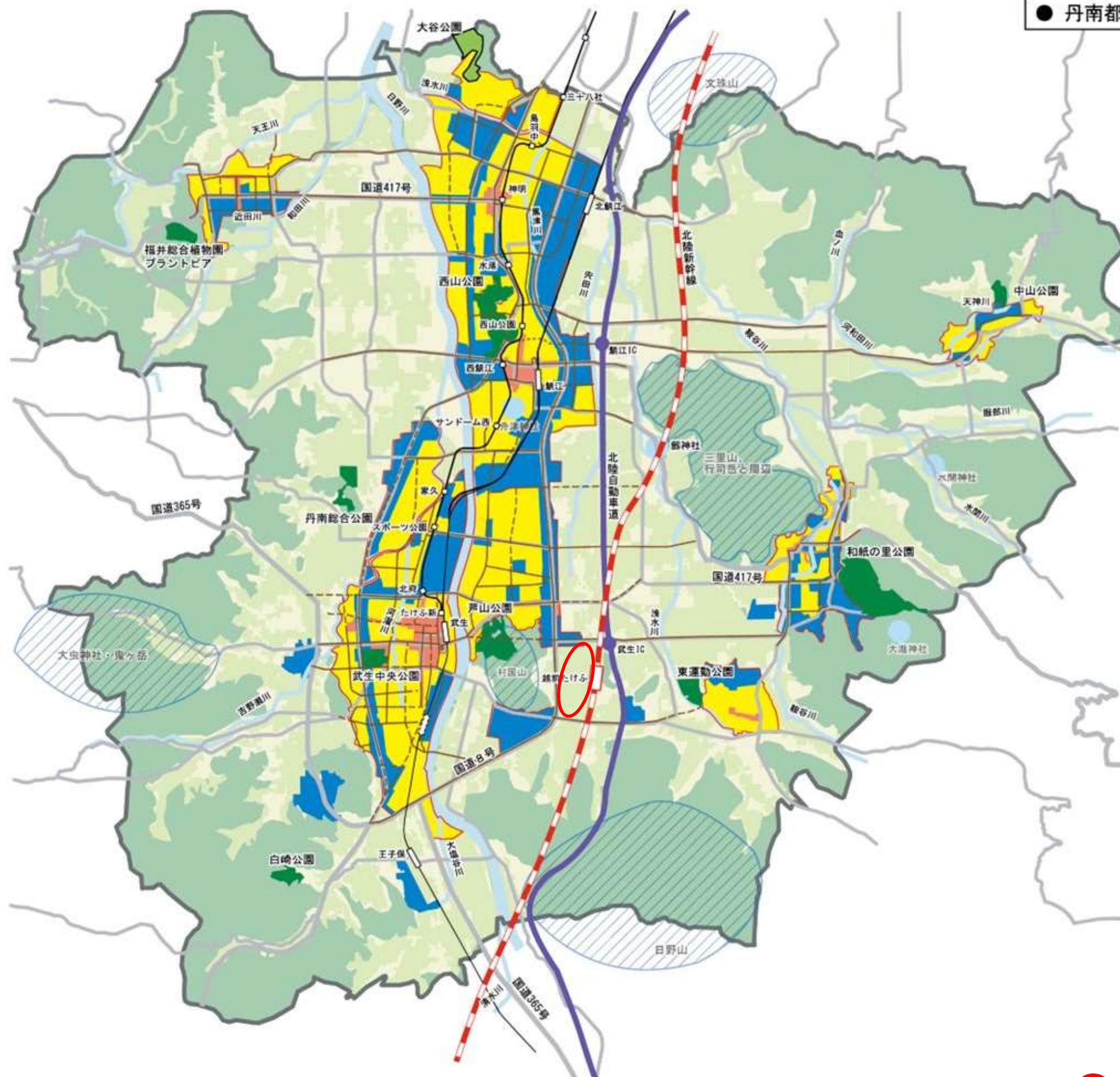
② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

8 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、鯖江市、越前市、越前町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、日野川、浅水川、鞍谷川、天王川などの沿川に洪水浸水想定区域が広がり、土砂災害警戒区域も広く分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 居住誘導区域の2割以上が想定最大規模降雨時に浸水深3m以上の区域に含まれており、また、日野川、鞍谷川、浅水川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域が広がっている。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していくとともに、開発の抑制に向けて、「特定用途制限地域」の適用、まちづくり条例の制定等について検討する。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。また、日野川や浅水川沿いでは、ポンプ場が家屋倒壊等氾濫想定区域に立地しており、これらの機能が維持されるよう災害対策を検討する必要がある。
- 大規模盛土造成地については、安全性把握調査を推進し、調査結果に基づき必要な対策を検討する。また、危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。
- 越前市役所周辺には老朽木造住宅等の割合が高い地区があるため、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティを活かした避難方法の確立などに取り組む。

● 丹南都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図



凡 例		
都市計画区域		
市街地（用途地域）		
高規格道路		
国道・県道		
都市計画道路（幹線街路のみ）		
北陸新幹線		
その他の鉄道		
主要な河川		
都市公園等 （10ha以上）	供用済	
	概ね10年以内に整備予定	
その他の緑地等		
既成市街地	住宅地	
	商業地	
	工業地	
特に開発を 制限する地域	自然環境を有する地域	
	優良な農地を有する地域	
その他の地域		

注) 高規格道路、国道・県道の破線は概ね10年以内に整備予定

都市計画道路の破線は今後整備していく区間

○ 広域交通結節点周辺において産業拠点の形成
・北陸新幹線越前たけふ駅周辺は需要に応じた新たな産業拠点の形成を検討

織田都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 環境と共生し歴史や文化を育む都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	3
2 区域区分の設定の判断	4
(1) 区域区分の設定の有無	4
(2) 区域区分の設定の判断理由	4
3 市街地の規模と配置	5
(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置	5
(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	6
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模	6
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	7
(1) 主要な用途の配置の方針	7
(2) 用途の純化に関する方針	7
(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針	7
(4) 用途地域外の土地利用の方針	8
(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針	9
(6) 景観の保全等の方針	9
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	10
(1) 交通施設について	10
(2) 下水道について	11
(3) 河川について	12
(4) その他の都市施設について	12
6 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	13
(1) 基本方針	13
(2) 都市の緑の目標	13
(3) 主要な緑地の配置の方針	13
(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	14
7 防災まちづくりの基本方針	15
整備、開発及び保全の方針図	16

1 都市づくりの基本理念

(1) 環境と共生し歴史や文化を育む都市づくり

織田都市計画区域（以下「本都市計画区域」という。）は、越前町の織田地区および宮崎地区で構成されている単独都市計画区域であり、県内で最もコンパクトな都市計画区域である。

嶺北地域の西部に位置し、周囲を山地に囲まれており、天王川沿いの平地に市街地が形成されている。豊かな自然資源だけでなく、日本六古窯に数えられる越前焼の産地や伝統的な街並みなど歴史文化資源も豊富な都市である。

本都市計画区域の用途地域の人口は減少傾向が続いており、低未利用地も増加している状況である。

さらに、用途地域外でも、人口が減少傾向である他、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「不老山、天王川、織田川および市街地周辺の田園等の優れた自然的環境」との共生を図りながら、「農業や窯業等の産業」や「江波地区に集積している切妻様式の家屋等の歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるように、土地利用の規制・誘導を図る。

また、織田コミュニティセンター、宮崎コミュニティセンター周辺の地域拠点の周辺では、魅力ある都市空間として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく地域の拠点性向上の取組みを、官民連携でより一層推進していく。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、路線バスやコミュニティバス、予約型のフィーダー路線が都市活動を支える重要な交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、織田コミュニティセンター、宮崎コミュニティセンター周辺の地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、近隣都市の鉄道駅への路線バス等の充実、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域は、天王川、織田川沿いに浸水が想定される区域が広がっており、平地部を取り囲む山地の裾野部に、土砂災害のおそれがある区域が多数点在するなど、防災性の更なる向上が求められている。

浸水被害が生じた「令和4年8月豪雨」など自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定、大規模盛土造成地の安全性把握調査の実施を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域は、人口が 10 万人以下、かつ減少傾向であり、都市単独での自立成長性が低く、経年的に用途地域外の人口が減少していることから、市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できる。

このことから、区域区分は設定しないこととする。

3 市街地の規模と配置

(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置

既に10年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しがないため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位：ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
織田都市計画区域	234	234 以内

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
織田都市計画区域	2,540 (5,250)	2,190 (4,530)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
織田都市計画区域	790 (1,640)	770 (1,590)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
織田都市計画区域	4,600	4,500

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
織田都市計画区域	20,500	38,500

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 住宅地

○織田地区の剣公園や不老山公園周辺、宮崎地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

② 商業地

○地域の拠点となる織田地区の商業地を維持する。

③ 工業地

○織田地区の市街地北部や南部、宮崎地区の市街地南部の工業地を維持する。

(2) 用途の純化に関する方針

○良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。

○織田地区の剣公園や不老山公園周辺、宮崎地区の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

① 住宅地

○都市の中心的な商業地である織田地区の中心市街地は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。

○織田地区の剣公園や不老山公園周辺および宮崎地区の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 商業地

○地域の拠点となる織田地区の商業地は、比較的高密度な土地利用を図る。

③ 工業地

○工業地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然環境や田園風景を保全していくために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

山地、里山（特に希少種が生息する地域）および天王川や織田川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

二) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

ホ) 無秩序な開発が予想される地域

幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、「特定用途制限地域」を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。

② その他の地域

○農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、U ターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。

○新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

○優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地する恐れがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良好な景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、バスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- 近隣都市の鉄道駅への路線バス等の充実、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化を図る。

ロ) 道路の配置

- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
越前町	99 (66) ^{※2}	99 (70)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
越前町	一部の残区域 ^{※1}	整備計画無し ^{※2}

※1 残区(地)域：各地区の残った未整備区(地)域

※2 整備計画無し：整備計画の予定が無い

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・越前町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等を実施することで、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 越前町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 地域拠点周辺の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、越前町立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、不老山等の山岳、天王川、織田川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が田園や里山に取り囲まれており、小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標準とする。

また、ふくい緑のグランドデザインに基づく緑の基本計画を策定し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および織田川や天王川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

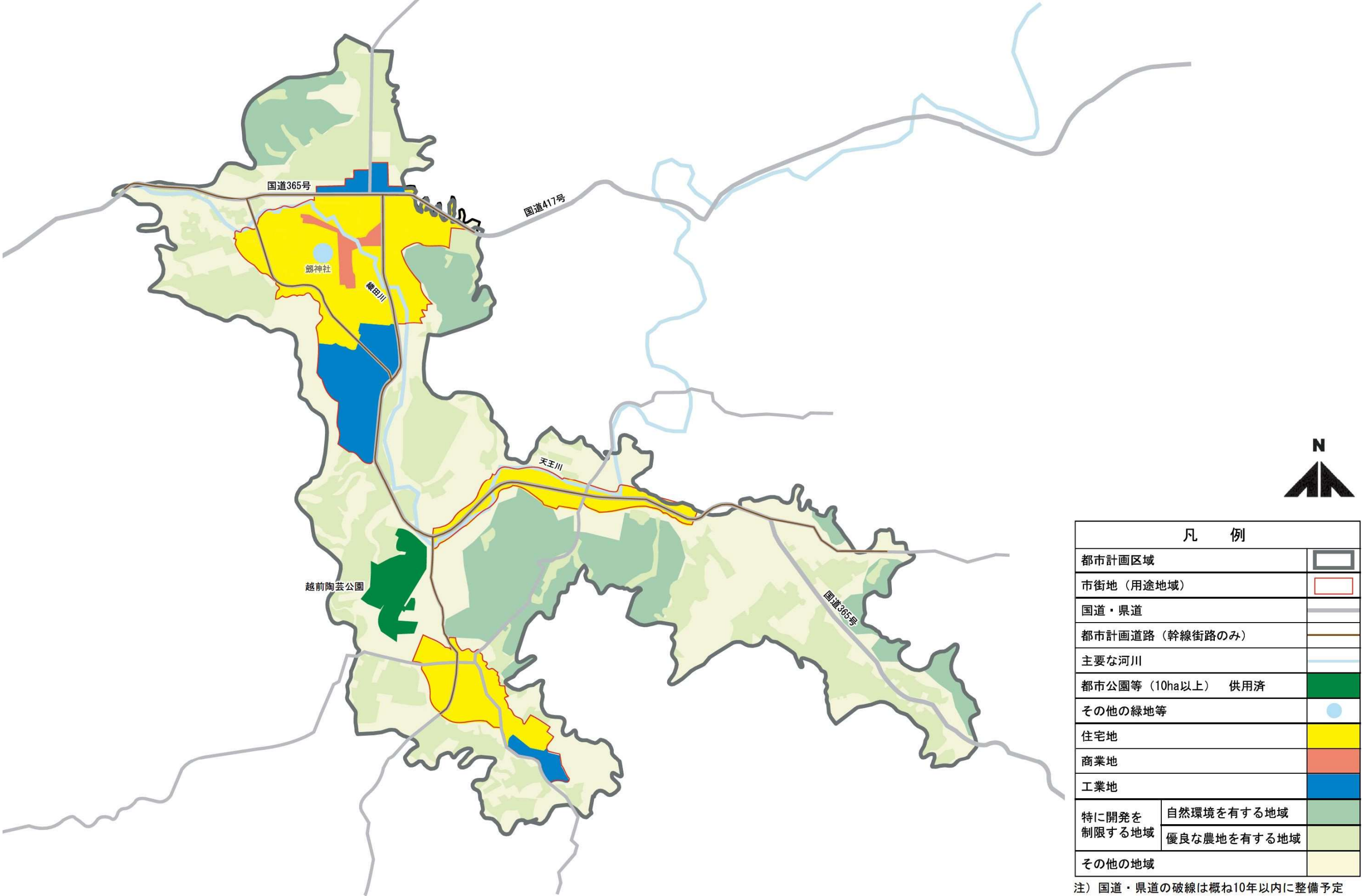
② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

7 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、越前町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、天王川、織田川の沿川に浸水が想定される区域が広がり、土砂災害警戒区域や地すべり防止区域が分布しているため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 居住誘導区域において、天王川、織田川の沿川に想定最大規模降雨時に浸水深 3m 以上となる区域が含まれている。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していく。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。
- 大規模盛土造成地については、安全性把握調査を推進し、調査結果に基づき必要な対策を検討する。また、危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。

● 織田都市計画区域 整備開発及び保全の方針図



大野都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 盆地に栄えた城下町の歴史・文化を育む都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 高速交通開通を活かす都市づくり	3
(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	4
2 区域区分の設定の判断	5
(1) 区域区分の設定の有無	5
(2) 区域区分の設定の判断理由	5
3 市街地の規模と配置	6
(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置	6
(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	7
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模	7
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 主要な用途の配置の方針	8
(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針	9
(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針	9
(4) 用途地域外の土地利用の方針	10
(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針	11
(6) 景観の保全等の方針	11
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	12
(1) 交通施設について	12
(2) 下水道について	14
(3) 河川について	15
(4) その他の都市施設について	15
6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針	16
(1) 基本方針	16
(2) 市街地開発事業の決定の方針	16
7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	17
(1) 基本方針	17
(2) 都市の緑の目標	17
(3) 主要な緑地の配置の方針	17
(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	18
8 防災まちづくりの基本方針	19
整備、開発及び保全の方針図	20

1 都市づくりの基本理念

(1) 盆地に栄えた城下町の歴史・文化を育む都市づくり

大野都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、大野市のみで構成されている単独都市計画区域である。

嶺北地域の東部に位置し、周囲を山地に囲まれる盆地であり、九頭竜川とその支流の真名川が流れている。越前大野城の城下町として、基盤目状（短冊状）に区画され、その外側には寺社が整備された町並みが、今日の中心市街地の骨格となっている。

本都市計画区域の用途地域の人口は減少傾向が続いており、また、低未利用地は増加傾向となっているなど、中心市街地の空洞化になかなか歯止めがかからない状況である。

さらに、用途地域外でも、人口は減少傾向である他、農地も減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「城下町として形成された歴史的街並み等の歴史的・文化的な遺産」、「盆地という地形、九頭竜川、清水および市街地周辺にひろがる田園等の優れた自然的環境」および「越前おおの結ステーションや道の駅「越前おおの荒島の郷」等の観光・交流資源」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導を図る。

また、中心市街地では、魅力ある市街地空間として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく中心市街地の再生の取組みを、官民連携でより一層推進しエリア価値の向上を図る。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、魅力的な都市空間の創出による中心市街地の再生への取組みの促進、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（JR 越美北線）を主軸として、主要駅である越前大野駅に路線バスや市営バス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、中心市街地をはじめとした地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、越前大野駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、中心市街地の再生への取組みの促進、地域公共交通の利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

中部縦貫自動車道の県内全線開通により、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、既存の工業用地への産業集積、広域交通結節点と県内の産業拠点・観光地を連絡する国道 157 号 4 車線化の整備など、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていく。

また、都市圏を支える広域的・根幹的な都市施設の整備・更新、既存ストックの有効利用（共同利用）など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、産業振興、地域経済の活性化、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域は、赤根川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、これらの区域の一部は浸水深が3m以上になると想定される。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も複数ある。さらに、山地の裾野部には、土砂災害のおそれがある区域が多数点在しているなど、洪水、雨水出水の水害や土砂災害などの災害リスクが広く分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

浸水被害が生じた「令和4年8月豪雨」、中部縦貫自動車道の通行止め、JR越美北線の運休などにより市民生活に大きな影響を与えた「平成30年2月豪雪」および「令和3年1月大雪」と、自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、市街地西部の老朽木造住宅等の割合が高い地区では、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティを活かした避難方法の確立などに取り組む。

さらに、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定を推進する他、特別豪雪地帯に指定されていることもふまえ、大雪に対するハード・ソフト両面での対策強化や地域ぐるみによる除雪活動を推進する。

その結果、水害や土砂災害、大雪等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域は、人口が 10 万人以下、かつ減少傾向であり、都市単独での自立成長性が低く、経年的に用途地域外の人口が減少していることから、市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できる。

このことから、区域区分は設定しないこととする。

3 市街地の規模と配置

(1) 10 年後の市街地のおおむねの規模と配置

既に 10 年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しがないため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位：ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
大野都市計画区域	642	642 以内

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
大野都市計画区域	17,700 (28,300)	15,300 (24,500)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
大野都市計画区域	6,000 (9,700)	5,800 (9,300)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
大野都市計画区域	33,100	25,800

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
大野都市計画区域	51,800	57,200

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 住宅地

○越前大野駅および七間通りの周辺を中心市街地では、商業施設や公共施設が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、人口の減少や空き建物の増加等空洞化が進行しているため、積極的に居住空間の配置を図る。

○新庄地区、若杉地区、吉野地区、中挾地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

② 商業地

○越前大野駅および七間通りの周辺の都市の中心的な商業地を維持する。

③ 工業地

○市街地の北部にある工業地を維持する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

- 工業地域に指定されているが、工業の土地利用の需要が低く、また住宅と工業の混在が進んでいる東中野地区、春日地区では、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地への転換を検討する。

② 用途の純化

- 集約型都市構造に向けて、越前大野駅周辺等の地域拠点に都市機能を誘導していくため、準工業地域等においては「特別用途地区」を活用し大規模集客施設の立地規制を図る。
- 良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。
- 新庄地区、若杉地区、吉野地区、中挾地区の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

③ 用途の複合化

- 越前大野駅および七間通りの周辺を中心市街地では、地域経済の維持・活性化や都心居住の推進のために、商業施設、業務施設および公共施設等の誘導すべき用途を明確にし、適切な土地利用調整を行った上で、複合的な土地利用を図る。
- 住宅地においても、超高齢社会の進行、働き方の多様化に対応して、日常生活に必要な施設、職住近接を支える施設として利活用するなど都市アセットの柔軟な利活用の需要がある場合は、良好な居住環境を維持しつつ「特別用途地区」や「地区計画」も活用しながら複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

① 住宅地

- 越前大野駅および七間通りの周辺を中心市街地では、家族世帯や高齢者世帯等の都心居住を推進するため、比較的高密度な土地利用を図る。
- 新庄地区、若杉地区、吉野地区、中挾地区等の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 商業地

- 越前大野駅および七間通りの周辺の商業地は、中心的な商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

③ 工業地

- 工業地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

山地、里山、真名川や九頭竜川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

二) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

② その他の地域

○農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。

○新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

○優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

○地下水かん養の源となる森林地域とかん養地域である市街地南部の田園地域では、地下水かん養の増加、水質保全につながるような土地利用を図る。

○大野市富田産業団地では、中部縦貫自動車道荒島 IC へのアクセス利便性に優れた立地条件を活かし、産業の集積を促進する。

○荒島 IC 周辺については、道の駅「越前おおの荒島の郷」を中心に、観光振興に資する都市機能、広域防災機能などを包括する広域連携拠点としての適切な土地利用の展開を図る。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 用途地域外全域にわたり建物の床面積が 3,000 ㎡を超える店舗等の立地を規制する「特定用途制限地域」を維持し、必要に応じて規制業種について見直しを検討する。
- 郊外の無秩序な開発等の都市の課題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 無秩序な住宅地の拡大を抑制し、居住誘導区域への人口集約を促進するため、居住調整地域の指定を検討するとともに、大野市の立地適正化計画による居住誘導策を推進する。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 亀山と寺町に囲まれた中心市街地では、寺町通りに代表される趣を感じる街並み景観や町家などを保全するとともに、歴史的・文化的遺産を活かした良好な街並みの形成を図る。また老朽化した建築物が密集し防災性の低い地域もあることから、防災性の向上に配慮して、この良好な歴史的街並みを維持する。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、大野市屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 日本海国土軸を形成し、三大都市圏をはじめとする広域圏を結ぶ、中部縦貫自動車道大野油坂道路の早期開通を促進する。
- 産業経済活動の支援や企業立地の促進、立地企業の規模拡大につながる道路の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- JR 越美北線を主軸として、越前大野駅から展開する路線バスや市営バス等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 本県と関東圏・中京圏を最短で結ぶとともに、広域ネットワークの形成、異常気象時の交通の確保、文化・地域の資源を生かした地域の活性化を図るため、中部縦貫自動車道大野油坂道路の早期開通を促進する。
- 産業経済活動の支援や企業立地の促進、立地企業の規模拡大につながる国道 157 号 4 車線化の整備を促進する。
- 市街地への通過交通を処理するための環状道路と市街地へ直接アクセスする一般県道皿谷大野線の整備を促進する。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさを感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

③ 交通施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の道路を以下に示す。

路線名	整備予定区間
中部縦貫自動車道	大野油坂道路
国道 157 号	勝山市平泉寺町大渡～大野市南新在家 (4 車線化)
一般県道皿谷大野線	大野市中挾～中保 (道路新設)

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
大野市	86 (55) ^{※2}	97 (66)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
大野市	用途地域西部の一部	一部残区域

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・大野市・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等を実施することで、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 大野市と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。
- 市街地に近い真名川では、自然体験や学習の場となっている真名川水辺の楽校の有効活用を図る。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 中心市街地の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、大野市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。
- 老朽化したごみ焼却施設については、設備の主要機械更新・改修を行うことで、施設の性能回復と長寿命化を図るとともに、設備改善による省エネルギー化により二酸化炭素の排出量を削減し、都市の脱炭素化を推進する。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

また、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地区画整理事業の活用を図る。
- 既成市街地において、敷地が細分化され、低未利用地が点在しているような地区で、道路等の都市施設を整備する場合は、敷地の再編・集約化を目的とした土地区画整理事業の活用を図る。
- 老朽木造住宅等が密集し道路等の都市施設の整備が不十分なため、防災上・居住環境上問題がある可能性のある地区においては、防災性の向上と居住環境の改善を図るために、実態を十分調査した上で、歴史的街並みの維持や調和に配慮しながら土地区画整理事業等の活用を図る。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、大野盆地と盆地から望める雄大な山並み、九頭竜川、真名川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺 の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、都市公園等の施設として整備すべき緑地については、「緑の基本計画」等において設定された数値目標の達成を目指し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園の配置を図る。また、既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および木瓜川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

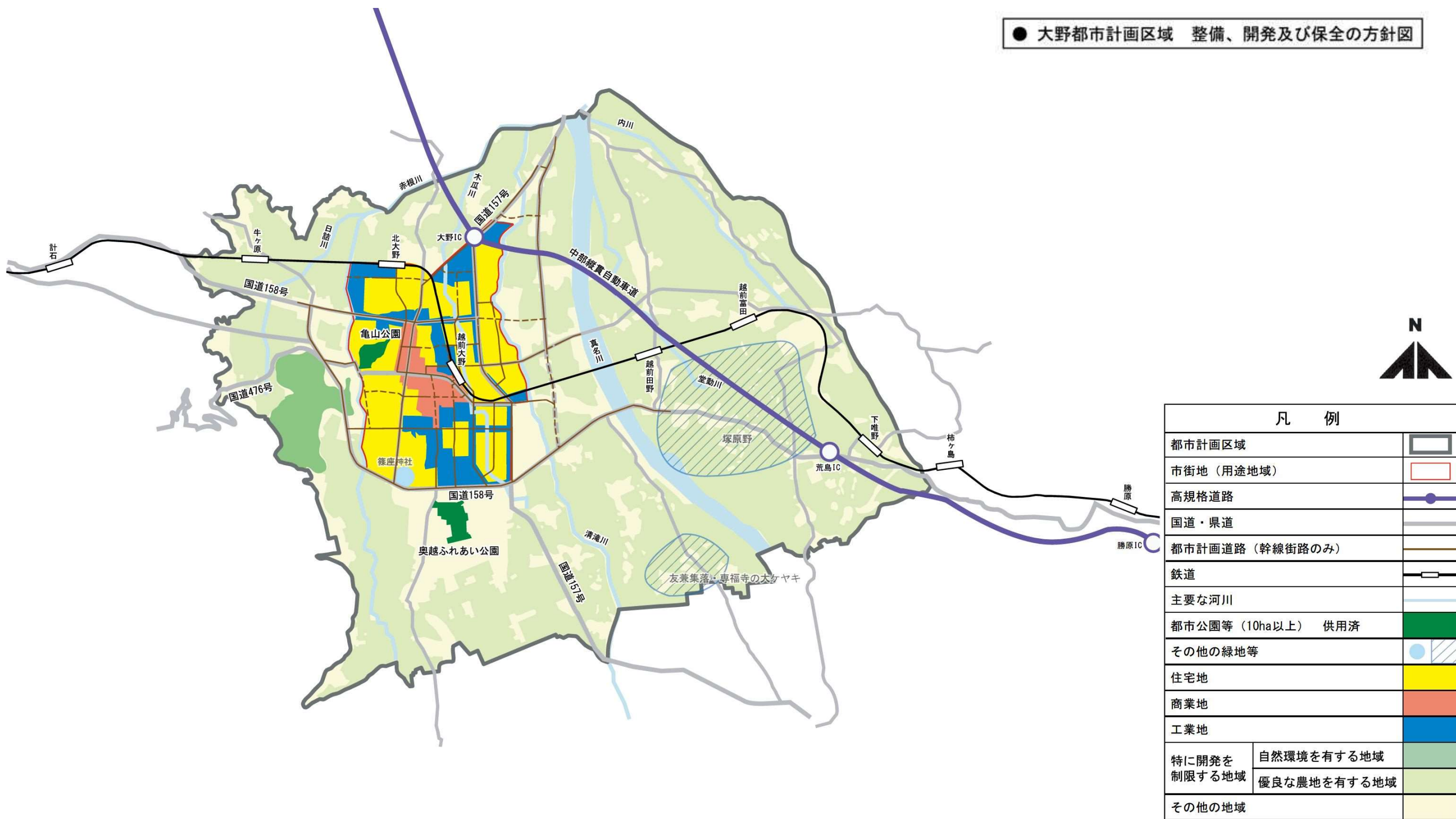
② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域の活用を図る。

8 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、大野市、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、赤根川の沿川に洪水浸水想定区域が広がり、土砂災害警戒区域も分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 居住誘導区域において、泉町付近には想定最大規模降雨時に浸水深3m以上となる区域、赤根川、清滝川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれており、土砂災害警戒区域も越前大野城周辺に分布している。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していくとともに、開発の抑制に向けて、「特定用途制限地域」を維持する。また、まちづくり条例の制定等について検討する。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。
- 危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。
- 用途地域西部には老朽木造住宅等の割合が高い地区があるため、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティを活かした避難方法の確立などに取り組む。
- 大野市は特別豪雪地帯に指定されているため、大雪に対するハード・ソフト両面での対策強化や地域ぐるみによる除雪活動を推進する。

● 大野都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図



注）高規格道路、国道・県道の破線は概ね10年以内に整備予定
都市計画道路の破線は今後整備していく区間

勝山都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 自然・歴史・文化遺産をつなぎ育む都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 高速交通開通を活かす都市づくり	3
(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	4
2 区域区分の設定の判断	5
(1) 区域区分の設定の有無	5
(2) 区域区分の設定の判断理由	5
3 市街地の規模と配置	6
(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置	6
(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	7
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模	7
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 主要な用途の配置の方針	8
(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針	8
(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針	9
(4) 用途地域外の土地利用の方針	10
(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針	11
(6) 景観の保全等の方針	11
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	12
(1) 交通施設について	12
(2) 下水道について	14
(3) 河川について	15
(4) その他の都市施設について	16
6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針	17
(1) 基本方針	17
(2) 市街地開発事業の決定の方針	17
7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	18
(1) 基本方針	18
(2) 都市の緑の目標	18
(3) 主要な緑地の配置の方針	18
(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	19
(5) 主要な緑地の確保目標	19
8 防災まちづくりの基本方針	20
整備、開発及び保全の方針図	21

1 都市づくりの基本理念

(1) 自然・歴史・文化遺産をつなぎ育む都市づくり

勝山都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、勝山市のみで構成される単独都市計画区域である。

嶺北地域の東部に位置し、周囲を山地に囲まれ、九頭竜川の流れに沿って形成された河岸段丘の東側に市街地が位置している。豊かな地下水を活かした織物産業と共に都市が発展し、近年は恐竜化石やジオパークなど地質学的重要性に着目したまちづくりを進めている。

本都市計画区域の用途地域の人口は減少傾向が続いており、また、低未利用地は増加傾向となっているなど、中心市街地の空洞化になかなか歯止めがかからない状況である。

さらに、用途地域外でも、人口は減少傾向にあり、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「絹織物から発展した繊維業等の工業」、「弁天桜、七里壁、大清水、白山の眺望、九頭竜川、浄土寺川および市街地周辺にひろがる田園等の優れた自然的環境」、「白山平泉寺や中心市街地等に点在している歴史的・文化的な遺産」および「福井県立恐竜博物館やはたや記念館ゆめおーれ勝山、スキージャム勝山等の観光資源」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導を図る。

また、中心市街地では魅力ある市街地空間として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく中心市街地の再生の取組みを、官民連携でより一層推進しエリア価値の向上を図る。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、魅力的な都市空間の創出による中心市街地の再生への取組みの促進、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（えちぜん鉄道勝山永平寺線）を主軸として、主要駅である勝山駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な広域交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、勝山市役所周辺を中心市街地への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、勝山駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、主要バス停の待合環境の整備の他、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、中心市街地の再生への取組みの促進、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

中部縦貫自動車道の県内全線開通により、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、既存の工業用地への産業集積、広域交通結節点と県内の産業拠点・観光地を連絡する国道 157 号 4 車線化の整備など、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていく。

また、長尾山総合公園における Park-PFI による公園施設の再整備など都市圏を支える広域的・根幹的な都市施設の整備・更新、既存ストックの有効利用（共同利用）など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、産業振興、地域経済の活性化、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域は、九頭竜川、滝波川、浄土寺川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、これらの区域の一部は、浸水深が5m以上になると想定される区域が含まれる。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も連なっている。さらに、平地部を取り囲む山地の裾野部には、土砂災害のおそれのある区域が多数点在しているなど、洪水、雨水出水の水害や土砂災害等の災害リスクが広く分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

家屋損壊、浸水被害が生じた「令和4年8月豪雨」および「令和5年7月大雨」、中部縦貫自動車道の通行止め、えちぜん鉄道勝山永平寺線の運休などにより市民生活に大きな影響を与えた「平成30年2月豪雪」および「令和3年1月大雪」と、自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定を推進する他、特別豪雪地帯に指定されていることもふまえ、大雪に対するハード・ソフト両面での対策強化や地域ぐるみによる除雪活動を推進する。

その結果、水害や土砂災害、大雪等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域は、人口が 10 万人以下、かつ減少傾向であり、都市単独での自立成長性が低く、経年的に用途地域外の人口が減少していることから、市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できる。

このことから、区域区分は設定しないこととする。

3 市街地の規模と配置

(1) 10 年後の市街地のおおむねの規模と配置

既に 10 年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しがないため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位：ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
勝山都市計画区域	659	659 以内

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
勝山都市計画区域	14, 100 (21, 200)	12, 900 (19, 400)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
勝山都市計画区域	4, 800 (7, 200)	4, 800 (7, 200)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模 (過去のトレンドによる将来の見通し)

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
勝山都市計画区域	18, 000	14, 300

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
勝山都市計画区域	55, 000	78, 000

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 住宅地

○中心市街地では、商業施設や公共施設が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、人口の減少や空き建物の増加等空洞化が進行しているため、積極的に居住空間の配置を図る。

○市街地の南東部や御立山周辺の良い低層住宅地の居住環境を維持する。

② 商業地

○都市の中心的な商業地を維持する。

③ 工業地

○市街地に点在する工業地を維持する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

○工業地域に指定されているが、まとまりのある低未利用地がある荒土町松ヶ崎、立川町等については、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、用途転換する際には、都市の中心的な商業地の維持・活性化に配慮するとともに、必要に応じて「特別用途地区」や地区計画制度等を活用し、目指すべき土地利用の適切な形成を図る。

② 用途の純化

○集約型都市構造に向けて、勝山市役所周辺の地域拠点に都市機能を誘導していくため、準工業地域等においては「特別用途地区」を活用し大規模集客施設の立地規制を図る。

○良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。

○市街地の南東部や御立山周辺の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

③ 用途の複合化

○中心市街地では、地域経済の維持・活性化や都心居住の推進のために、商業施設、業務施設および公共施設等の誘導すべき用途を明確にし、適切な土地利用調整を行った上で、複合的な土地利用を図る。

○道の駅「恐竜溪谷かつやま」周辺については、「地区計画」に基づく建築物の用途や壁面の位置の制限などにより、勝山市の優れた景観を保全し、観光産業に資する多種多様な施設の立地誘導、市内への周遊を促す交流拠点としての適切な土地利用の展開を図る。

○住宅地においても、超高齢社会の進行、働き方の多様化に対応して、日常生活に必要な施設、職住近接を支える施設として利活用するなど都市アセットの柔軟な利活用の需要がある場合は、良好な居住環境を維持しつつ「特別用途地区」や「地区計画」も活用しながら複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

① 住宅地

○中心市街地では、家族世帯や高齢者世帯等の都心居住を推進するため、比較的高密度な土地利用を図る。

○市街地の南東部や御立山周辺の良好な低層住宅地は、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 商業地

○都市の中心的な商業地では、比較的高密度な土地利用を図る。

③ 工業地

○工業地は、従来 of 景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

国立公園と県立自然公園の指定地域や、その他の山地、里山および九頭竜川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

二) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

② その他の地域

○農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、U ターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。

○新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

○優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用の方針

- 国道 416 号および都市計画道路西環状線の沿道の一部については、第一種低層住居専用地域の制限事項を適用する「特定用途制限地域」を維持する。
- 中部縦貫自動車道勝山 IC 周辺については、ホテル、危険物を製造する工場、風俗営業を営む施設、建物の床面積が 1,500 m²を超える店舗等の立地を規制する「特定用途制限地域」を維持する。
- その他の地域については、建物の床面積が 1,500 m²を超える店舗等の立地を規制する「特定用途制限地域」を維持する。
- 郊外の無秩序な開発等の都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 無秩序な住宅地の拡大を抑制し、居住誘導区域への人口集約を促進するため、居住調整地域の指定を検討するとともに、勝山市の立地適正化計画による居住誘導策を推進する。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 国史跡白山平泉寺旧境内の指定地である平泉寺区では、歴史的な史跡の保全とあわせ、豊かな屋敷林や歴史的建造物を保全するとともに、建築物や工作物の改築や改修の際は歴史的景観に配慮する。また、本町通り地区を中心とする中心市街地では、旧城下町の面影を残した建造物を保全するとともに、歴史的景観に調和したまち並みの形成を促進する。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 産業経済活動の支援や企業立地の促進、立地企業の規模拡大につながる道路の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- えちぜん鉄道勝山永平寺線を主軸として、勝山駅から展開する路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、主要バス停の待合環境の整備の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 産業経済活動の支援や企業立地の促進、立地企業の規模拡大につながる国道 157 号 4 車線化の整備を促進する。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

③ 交通施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の道路を以下に示す。

路線名	整備予定区間
国道 157 号	勝山市平泉寺町大渡～大野市南新在家 (4 車線化)

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
勝山市	98 (85) ^{※1}	98 (86)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
勝山市	整備済 [※]	一部の残区域

※整備済：既に整備済み

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・勝山市・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等を実施することで、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 勝山市と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2
治水機能の確保	大蓮寺川	2.9 km (九頭竜川合流点 ～国道 157 号)	放水路	0.8 km (放水路)

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 中心市街地の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、勝山市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

また、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地区画整理事業の活用を図る。
- 既成市街地において、敷地が細分化され、低未利用地が点在しているような地区で、道路等の都市施設を整備する場合は、敷地の再編・集約化を目的とした土地区画整理事業の活用を図る。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、市街地から望める雄大な白山の山並み、大師山等の山岳、九頭竜川、滝波川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、都市公園等の施設として整備すべき緑地については、「緑の基本計画」等において設定された数値目標の達成を目指し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園の配置を図る。また、既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、御立山等の里山、屋敷林や鎮守の森および九頭竜川や滝波川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

(5) 主要な緑地の確保目標

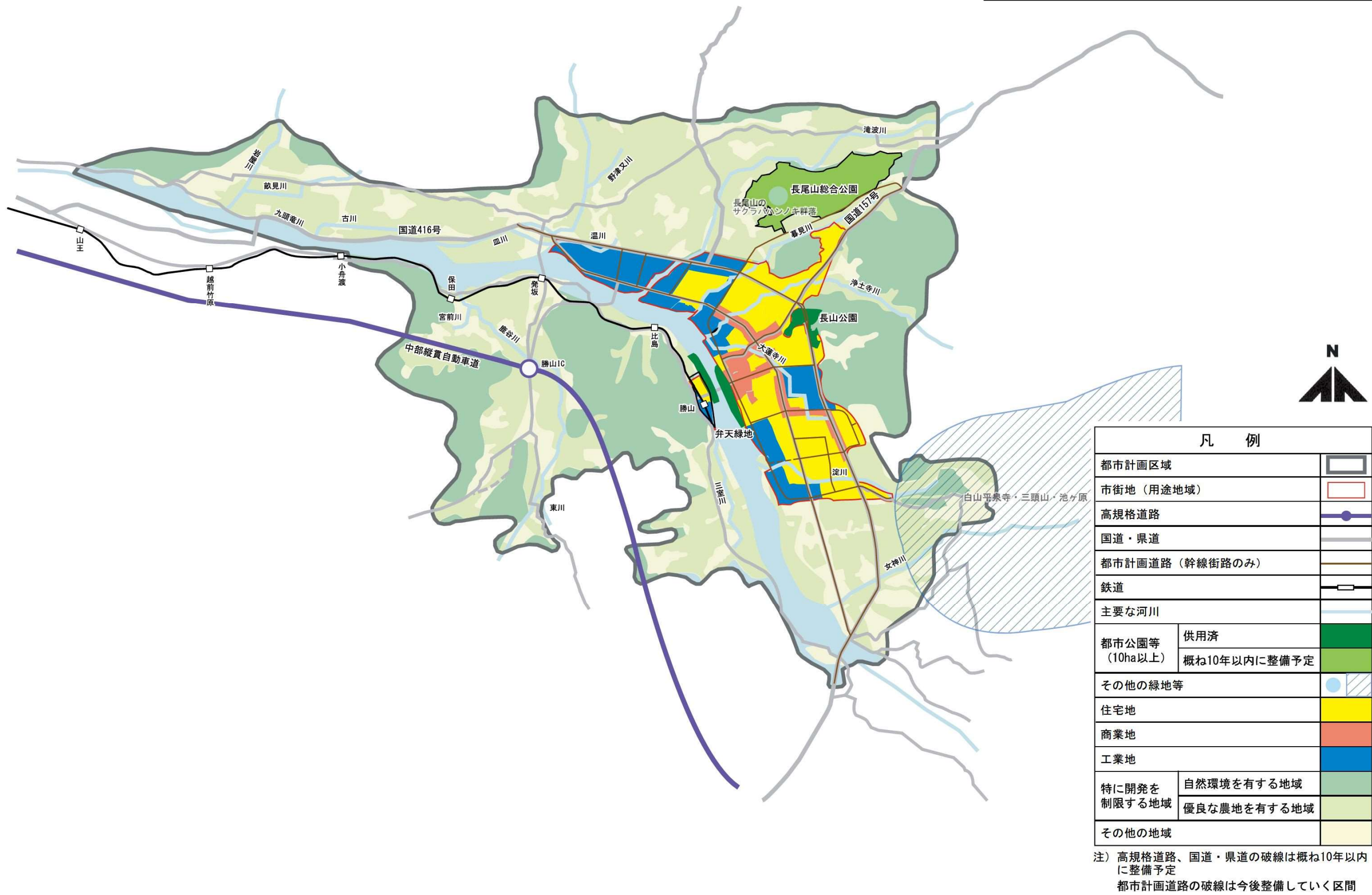
おおむね 10 年以内に整備する予定の 10ha 以上の都市公園を以下に示す。

公園名（10ha 以上）	計画面積 (ha)	R2 までに供用 済の面積 (ha)	R12 までに供用開 始予定の面積 (ha)
長尾山総合公園	137.0	79.6	137.0

8 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、勝山市、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、九頭竜川の沿川に洪水浸水想定区域があり、土砂災害警戒区域も分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 居住誘導区域において、九頭竜川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれている他、災害危険区域も一部分布している。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していくとともに、開発の抑制に向けて、「特定用途制限地域」を維持していくとともに、まちづくり条例の制定等について検討する。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。
- 危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。
- 勝山市は特別豪雪地帯に指定されているため、大雪に対するハード・ソフト両面での対策強化や地域ぐるみによる除雪活動を推進する。

● 勝山都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図



敦賀都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 港を活かした産業、歴史、文化を育む都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 高速交通開通を活かす都市づくり	3
(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	4
2 区域区分の設定の判断	5
(1) 区域区分の設定の有無	5
(2) 区域区分の設定の判断理由	5
3 市街地の規模と配置	6
(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置	6
(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	7
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模	7
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 主要な用途の配置の方針	8
(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針	9
(3) 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針	10
(4) 用途地域外の土地利用の方針	11
(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針	12
(6) 景観の保全等の方針	12
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	13
(1) 交通施設について	13
(2) 下水道について	15
(3) 河川について	16
(4) その他の都市施設について	17
6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針	18
(1) 基本方針	18
(2) 市街地開発事業の決定の方針	18
7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	19
(1) 基本方針	19
(2) 都市の緑の目標	19
(3) 主要な緑地の配置の方針	19
(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	20
8 防災まちづくりの基本方針	21
整備、開発及び保全の方針図	22

1 都市づくりの基本理念

(1) 港を活かした産業、歴史、文化を育む都市づくり

敦賀都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、敦賀市のみで構成されている単独都市計画区域である。

嶺南地域の最も東に位置しており、北側は敦賀湾に面し、他の三方は山地に囲まれ、筥の川が市街地の中心部を流れている。敦賀港が天然の良港として北前貿易などで発展し、明治時代にはいち早く鉄道が敷かれるなど、日本海に開かれた港町として都市づくりが進められている。

敦賀市の用途地域の人口は減少傾向が続いており、高齢率が高くなっている。また、中心市街地では、人口減少、高齢化が更に進行しているとともに、低未利用地は増加傾向となっており、中心市街地の空洞化になかなか歯止めがかからない状況である。

一方、用途地域外の人口は増加傾向にあり、虫食いの宅地への転換により農地が徐々に減少し、さらに、農業従事者の高齢化や担い手不足により耕作放棄地も増加していることから、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたいようになるように、また他県の人を訪れ、住みたいようになるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「敦賀港など環日本海交流の要衝であるという恵まれた交通条件」、「北陸道の総鎮守である氣比神宮等の歴史遺産や港の歴史を伝える赤煉瓦倉庫等の文化的遺産」および「氣比の松原や中池見湿地等の優れた自然環境」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導、市街地整備を図る。

また、敦賀駅周辺では、魅力ある都市の玄関口として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく中心市街地の再生の取組みを、官民連携でより一層推進しエリア価値の向上を図る。さらに、国道8号のほこみち指定などによる賑わいの創出を促進する。

一方、農村地域では、敦賀市土地利用調整条例などにより優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、魅力的な都市空間の創出による中心市街地の再生への取組みの促進、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（ハピラインふくい線、JR 小浜線）を主軸として、主要駅である敦賀駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な広域交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、無秩序な市街化を抑制するとともに、敦賀駅をはじめとした地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、県全体の交通利便性が向上していくように、北陸新幹線やハピラインふくい線、JR 小浜線との結節点である敦賀駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、中心市街地の再生への取組みの促進、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

敦賀港を中心として環日本海諸国と対面する地理的優位性を有する中、北陸新幹線福井・敦賀開業、舞鶴若狭自動車道4車線化の整備などにより、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

また、敦賀市を中心に、通勤・通学、買い物等の広域的な日常生活圏が形成されている中、広域交通ネットワークの整備進捗により、更に広域的な圏域で都市活動が促されており、嶺南地域の中心都市としての重要性がより一層高まっている。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、北陸自動車道敦賀IC等の広域交通結節点の周辺における新たな産業拠点の形成、広域交通結節点と県内の産業拠点を連絡する国道8号等の整備など、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていく。

また、新たな産業拠点の周辺部における潜在的な開発需要も考慮した土地利用の規制・誘導、都市圏を支える広域的・根幹的な都市施設である舞鶴若狭自動車道4車線化の整備、既存ストックの有効利用（共同利用）など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、産業振興、地域経済の活性化、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域は、笙の川や井の口川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、これらの区域の一部は浸水深が3m以上になると想定される。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も複数ある。さらに、敦賀港付近には、津波による浸水が想定される区域が、平地部を取り囲む山地の裾野部には、土砂災害のおそれのある区域が多数点在しているなど、洪水、雨水出水の水害や土砂災害等の災害リスクが広く分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

北陸自動車道、国道8号、国道365号などが通行止めとなった「令和4年8月豪雨」、北陸自動車道の通行止め、JR北陸本線の運休などにより市民生活に大きな影響を与えた「平成30年2月豪雪」、「令和3年1月大雪」と自然災害が度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、氣比神宮周辺の老朽木造住宅等の割合が高い地区では、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティのつながりを活かした避難方法の確立などに取り組む。

さらに、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定、大規模盛土造成地の安全性把握調査の実施を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域の人口は減少傾向にあるが、「世帯の分離、住宅の敷地規模拡大による住宅用地需要」、「製造品出荷額等の増加による工業用地需要」が推測されるとともに、「北陸新幹線など高速交通体系の整備」に伴い市街化の圧力が高まると考える。また、用途地域外に開発が拡散している傾向にあることから、無秩序な市街化が進行する可能性がある。

この無秩序な市街化は、まとまりとメリハリのある計画的な市街地形成を妨げるとともに、「浸水や土砂災害など災害リスクの高いエリアでの開発」、「自然環境や営農環境の悪化」等を引き起こすおそれがあるため、適切な方法でコントロールしていかなければならない。

区域区分を設定した場合、「無秩序な市街化の抑制」、「市街地内の低未利用地の有効利用」、「中心市街地への都市機能や居住の誘導」など一定の効果が見込めるものの、現行の用途地域において、市街化調整区域に移行する地区が生じることで、「敦賀市の都市計画マスタープラン等に基づく計画的な都市づくりへの影響」、「地価下落による社会的影響」が懸念される。

このため、区域区分により県が一律に土地利用を規制していくのではなく、県と敦賀市との適切な調整・役割分担のもと、地域の実情や望ましい将来像を勘案して、立地適正化計画や「特定用途制限地域」等により、きめ細やかに土地利用の規制・誘導を図っていく。

3 市街地の規模と配置

(1) 10 年後の市街地のおおむねの規模と配置

北陸新幹線福井・敦賀開業、舞鶴若狭自動車道 4 車線化の整備など高速交通体系の整備が飛躍的に進展するとともに、産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転が全国的に進みつつある中、本都市計画区域では、製造品出荷額等が増加する見込みである。このため、広域交通結節点となる高速道路 IC 周辺において、「土地利用や都市基盤整備の状況・見通し」、「周辺の営農環境、自然環境への影響」等を勘案して、需要に応じた新たな産業拠点の形成を検討する。

一方、10 年後のおおむねの人口規模に応じた可住地が用途地域内に確保されており、住宅用地は現在の用途地域を基本に誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位：ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
敦賀都市計画区域	1,672	1,711 以内

※ R12 のおおむねの市街地の規模のうち、R2 からの増加分 39ha は、今後 10 年間で新たに必要となる工業用地面積として、製造品出荷額等に基づき推計したものであり、この規模の範囲内で、新たな産業拠点の形成に向けて、工業用地需要等に応じた計画的な市街地形成を検討していく。

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
敦賀都市計画区域	49,200 (62,500)	46,600 (59,200)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
敦賀都市計画区域	21,300 (27,100)	22,000 (27,900)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
敦賀都市計画区域	155,300	129,100

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
敦賀都市計画区域	132,500	227,700

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 既成市街地

イ) 住宅地

○敦賀駅周辺の中心市街地では、商業施設、業務施設および公共施設等の各種都市機能が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、低未利用地は増加傾向であり、高齢化率については市全体よりも高くなっている。このため、積極的に居住の誘導を図り、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出する。

○気比の松原周辺、萩野町および古田刈等の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

ロ) 商業地

○敦賀駅周辺は、ハピラインふくい線と JR 小浜線の鉄道、バス路線および幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、北陸新幹線福井・敦賀開業によりその重要性が更に高まるため、嶺南地域での中心的な商業地として、商業施設や業務施設等の一層の集積を図る。

○県道敦賀美浜線沿道の沢地区に配置された地域の拠点となる商業地を維持する。

ハ) 工業地

○呉羽町、東洋町、若泉町、敦賀港北部等の工業地を維持する。

② 新市街地

○広域交通結節点となる高速道路 IC 周辺において、工業用地の需要に対応するため、新たな産業拠点として、工業の利便性を増進できるよう工業地の配置を検討する。

○敦賀港国際物流ターミナル拡張事業が計画されている鞠山南地区において、港湾機能と都市機能の調和の観点から、用途地域の指定を検討する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

- 工業地域や準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでおり、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。
- 市役所周辺は、コミュニティバス等における交通結節点であるため、日常生活を支える商業施設等の集積に向けて、商業地等への転換を図る。
- なお、商業地に転換する際には、敦賀駅周辺の都市の中心的な商業地や県道敦賀美浜線沿道の沢地区に配置された地域拠点となる商業地の維持・活性化に配慮する。

② 用途の純化

- 集約型都市構造に向けて、敦賀駅周辺等の地域拠点に都市機能を誘導していくため、準工業地域等においては「特別用途地区」を活用し大規模集客施設の立地規制を図る。
- 新たに用途を配置する地区や良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。
- 気比の松原周辺、萩野町および古田刈等の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

③ 用途の複合化

- 敦賀駅周辺の中心市街地では、地域経済の維持・活性化や都心居住の推進のために、商業施設、業務施設および公共施設等の誘導すべき用途を明確にし、適切な土地利用調整を行った上で、複合的な土地利用を図る。
- 住宅地においても、超高齢社会の進行、働き方の多様化に対応して、日常生活に必要な施設、職住近接を支える施設として利活用するなど都市アセットの柔軟な利活用の需要がある場合は、良好な居住環境を維持しつつ「特別用途地区」や「地区計画」も活用しながら複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成および高度利用に関する方針

① 市街地における建築物の密度構成に関する方針

イ) 住宅地

- 敦賀駅周辺の中心市街地では、家族世帯や高齢者世帯等の都心居住を推進するため、土地利用の動向や都市施設の整備状況を考慮して、歩いて暮らすことができる高密度な土地利用を図る。
- 気比の松原周辺、萩野町および古田刈等の良好な低層住宅地では、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

ロ) 商業地

- 敦賀駅周辺の中心市街地は、鉄道路線や、バス路線および幹線道路からなる広域的な交通結節点であり、嶺南圏域の中心的な商業地として、土地利用の動向を考慮して、既存の都市施設が有する機能を有効に活用でき、商業施設や業務施設等の集積を可能にする高密度な土地利用を図る。
- 県道敦賀美浜線沿道の沢地区に配置された商業地は、地域の拠点となる商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

ハ) 工業地

- 工業地・流通業務地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 高度利用に関する方針

敦賀駅周辺は、ハピラインふくい線と JR 小浜線の地域鉄道、北陸自動車道および敦賀港からなる環日本海交流の要所で、今後、北陸新幹線福井・敦賀開業および舞鶴若狭自動車道 4 車線化の整備により、広域的な交通結節機能が更に高まっていく地区であり、都市の生活利便性を向上させるため、買回り品を扱う商業施設や業務施設等の集積を図るのにふさわしい地区である。

このため、敦賀駅周辺では、都市における人口や商業等の産業の見通しおよび望ましい中心市街地の将来像をふまえ、土地利用の動向および都市施設の整備状況を考慮して、「土地の高度利用」または「国際または県際の交流も視野に入れた広域的な都市機能の集積拠点化」を図ることで、県内外の人々が活発に交流する、嶺南地域の拠点にふさわしい賑わいのある中心市街地を形成する。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

国定公園指定地域の敦賀湾の海岸や中池見湿地、山地、里山および笙の川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

二) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

ホ) 無秩序な開発が予想される地域

幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、「特定用途制限地域」を設定するなど、適切な方法により、開発の制限を図る。特に新たな幹線道路を整備する場合は、「特定用途制限地域」等の開発制限を事業着手までに設定する。

② その他の地域

○農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。

○栗野地区など、新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

○優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 主要な幹線道路沿道など郊外での開発を促進するような大規模小売店舗等が立地するおそれがある地域については、「通勤等に係る道路交通」、「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、「特定用途制限地域」の適用を検討する。
- 無秩序な住宅地の拡大を抑制し、居住誘導区域への人口集約を促進するため、居住調整地域の指定、土地の流動化も勘案した「敦賀市土地利用調整条例」の見直しを検討するとともに、敦賀市の立地適正化計画による居住誘導策を推進する。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発が地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地する恐れがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 相生町や蓬萊町では、近代的な洋風の建築物と木造和風建築物が共存しているが、老朽化した建築物が密集し防災性の低い地域もあることから、防災性の向上に配慮した上で、この良好な歴史的遺産を活かした街並みの形成を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 都市間の交流と連携を支援する幹線道路の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。
- 敦賀港については、地域経済の活性化のため、港湾機能の強化を図るとともに、利用拡大を進める。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- 地域鉄道（ハピラインふくい線、JR 小浜線）を主軸として、敦賀駅から展開する路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 新幹線効果を最大限に活かし、経済の活性化および安全で安心な交通の確保に寄与する敦賀第2環状道路の整備の必要性を検討する。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

ハ) 港湾の配置

- 敦賀港は、鞠山南地区の拡張整備により貨物の集約・物流の効率化を進め、国際物流ターミナルとしての機能強化、災害時における物資輸送拠点としての機能強化を図る。

③ 交通施設の整備目標

おおむね10年以内に整備する予定の道路を以下に示す。

路線名	整備予定区間
国道8号	敦賀市挙野～田結 (敦賀防災道路)
国道8号	敦賀市白銀町～鉄輪町 (歩道整備、無電柱化)
国道8号	鳩原跨線橋 (橋梁架替)
国道161号	敦賀市疋田～駄口 (愛発除雪拡幅)
敦賀港拡張整備	鞠山南国際物流ターミナル (岸壁・ふ頭用地)

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
敦賀市	94 (86) ^{※2}	97 (91)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
敦賀市	中郷、栗野地区の各一部	松原地区の一部

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用等の対策を図る。
- 笙の川や井の口川などにおいて、必要に応じて津波遡上対策を検討する。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 敦賀市と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2
治水機能の確保	笙の川	1.5km (河口～木の芽川合流点)	河床掘削、 橋梁の改築・補強	(完成)
	井の口川	4.7km (河口～大瀬川合流点)	河床掘削、 河道拡幅	0.8km(河口～安堵橋) 0.5km(三味線川合流点～国道 27 号)

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 中心市街地の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、敦賀市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、敦賀駅周辺の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

市街地の再構築における市街地開発事業は、「鉄道駅周辺など都市機能を集積させるべき既成市街地の地域拠点でありながら有効な土地利用がなされていない地区」、「都市基盤が不十分な密集市街地において、防災性の向上や居住環境の改善が必要な地区」を中心に活用していく。

一方、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていくことも重要であり、広域交通結節点となる高速道路 IC 周辺における新たな産業拠点形成に向けて市街地開発事業を活用していく。

また、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地区画整理事業の活用を図る。
- 都市機能を集積させるべき既成市街地の地域拠点でありながら有効な土地利用がなされていない地区においては、低未利用地の集約による土地の有効利用、駅前広場や幹線道路など都市施設の整備拡充に向け、土地区画整理事業の活用を図る。
- 既成市街地において、敷地が細分化され、低未利用地が点在しているような地区で、道路等の都市施設を整備する場合は、敷地の再編・集約化を目的とした土地区画整理事業の活用を図る。
- 老朽木造住宅等が密集し道路等の都市施設の整備が不十分なため、防災上・居住環境上問題がある可能性のある地区においては、防災性の向上と居住環境の改善を図るために、実態を十分調査した上で、歴史的街並みの維持や調和に配慮しながら土地区画整理事業等の活用を図る。
- 鉄道駅周辺の中心市街地で、商業施設や業務施設等の集積地であるにもかかわらず有効な土地利用がなされていない地区、防災上危険な密集地区においては、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、都市機能や居住の集積、公共施設空間や有効空地の確保のため、都市基盤や周辺環境への影響等も勘案して、市街地再開発事業等の活用を図る。
- 市街地再開発事業等を実施する場合には、地域の床需要に合わせて保留床の規模を決定するなど、まちの実情にあった計画とする。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、気比の松原や中池見湿地、および笙の川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が田園や里山に取り囲まれており、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、都市公園等の施設として整備すべき緑地については、「緑の基本計画」等において設定された数値目標の達成を目指し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園の配置を図る。また、既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、天筒山、木崎山等の里山、屋敷林や鎮守の森および笙の川や井の口川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

8 防災まちづくりの基本方針

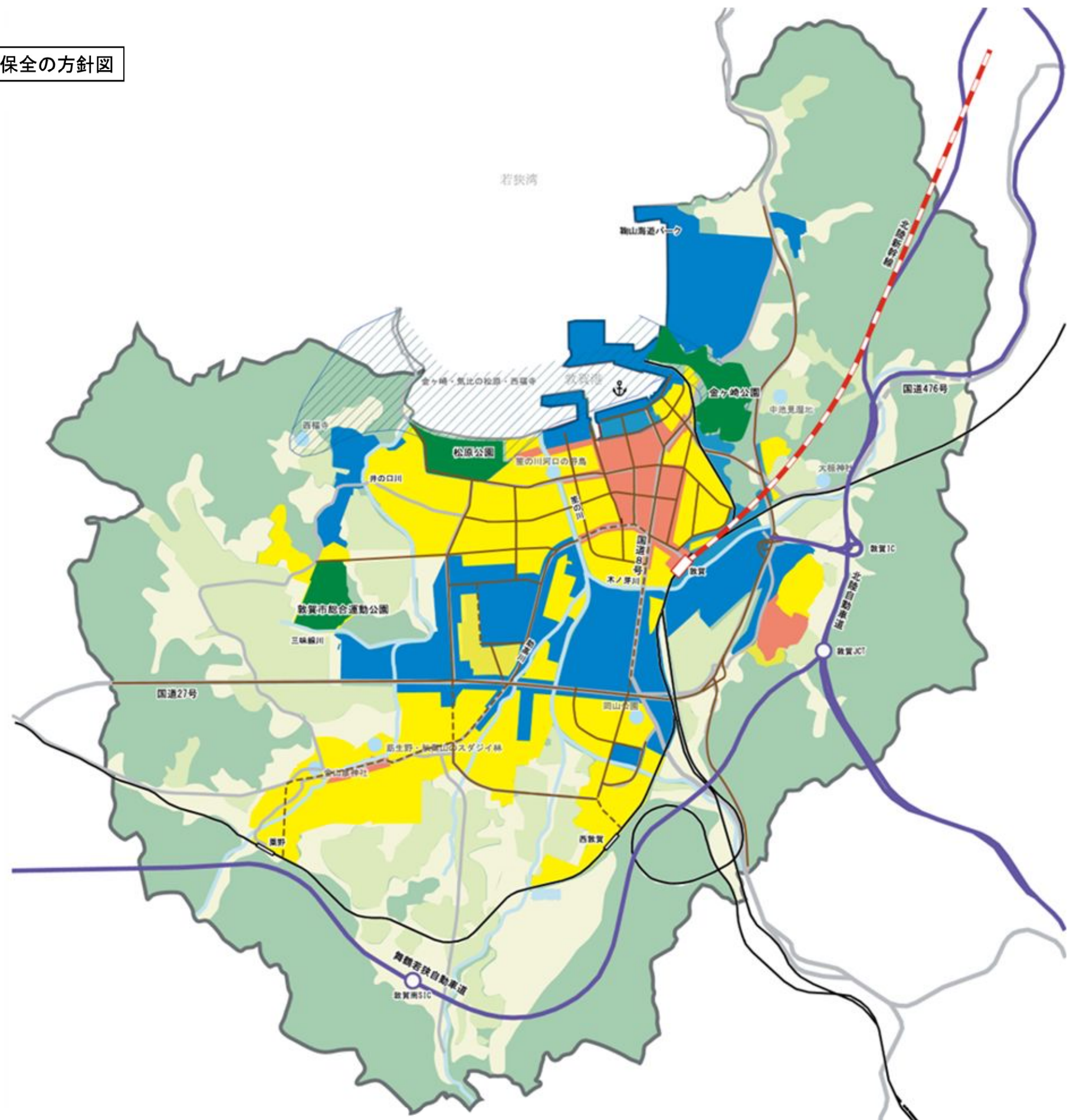
- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、敦賀市、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、笙の川や井の口川の沿川に洪水浸水想定区域が広がり、敦賀港付近等には津波災害警戒区域が、平地部を取り囲む山地の裾野部には、土砂災害警戒区域等も分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 居住誘導区域の一部が想定最大規模降雨時に浸水深 3m 以上の区域に含まれており、笙の川や井の口川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域が広がっている他、津波災害警戒区域も一部含まれている。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していくとともに、開発の抑制に向けて、「特定用途制限地域」の適用、「敦賀市土地利用調整条例」の見直し等について検討する。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しており、必要に応じて機能強化や配置見直しを図る。また、笙の川沿いでは、ポンプ場や浄水場が家屋倒壊等氾濫想定区域に立地しており、これらの機能が維持されるよう災害対策を検討する必要がある。
- 大規模盛土造成地については、安全性把握調査を推進し、調査結果に基づき必要な対策を検討する。また、危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。
- 笙の川から氣比神宮周辺にかけては、老朽木造住宅等の割合が高い地区があるため、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティのつながりを活かした避難方法の確立などに取り組む。

● 敦賀都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図



凡 例		
都市計画区域		
市街地（用途地域）		
高規格道路		
国道・県道		
都市計画道路（幹線街路のみ）		
北陸新幹線		
その他の鉄道		
主要な河川		
都市公園等（10ha以上） 供用済		
その他の緑地等		
既成市街地	住宅地	
	商業地	
	工業地	
特に開発を制限する地域	自然環境を有する地域	
	優良な農地を有する地域	
その他の地域		

注）高規格道路、国道・県道の破線は概ね10年以内に整備予定
都市計画道路の破線は今後整備していく区間



小浜上中都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 若狭の自然・歴史・文化を育む都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 高速交通開通を活かす都市づくり	3
(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	4
2 区域区分の設定の判断	5
(1) 区域区分の設定の有無	5
(2) 区域区分の設定の判断理由	5
3 市街地の規模と配置	6
(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置	6
(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	7
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模	7
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 主要な用途の配置の方針	8
(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針	9
(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針	10
(4) 用途地域外の土地利用の方針	11
(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針	13
(6) 景観の保全等の方針	13
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	14
(1) 交通施設について	14
(2) 下水道について	16
(3) 河川について	17
(4) その他の都市施設について	18
6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針	19
(1) 基本方針	19
(2) 市街地開発事業の決定の方針	19
7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	20
(1) 基本方針	20
(2) 都市の緑の目標	20
(3) 主要な緑地の配置の方針	20
(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	21
8 防災まちづくりの基本方針	22
整備、開発及び保全の方針図	23

1 都市づくりの基本理念

(1) 若狭の自然・歴史・文化を育む都市づくり

小浜上中都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、小浜市、若狭町の1市1町で構成されている広域都市計画区域である。

嶺南地域のほぼ中央部に位置しており、東部では鳥羽川と北川が、南西部では南川が流れている。海や山などの自然資源だけでなく、古くから京都との関係が深く歴史的な資源も多くある都市である。

小浜市の中心市街地では、人口の減少傾向が続いており、高齢化率も高く、また、低未利用地は増加傾向となっており、中心市街地の空洞化になかなか歯止めがかからない状況である。

さらに、用途地域外でも、人口が減少傾向である他、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「千本格子の家々が軒を連ねる三丁町、旧丹後街道沿線の歴史的な街並および多くの神社仏閣等の歴史的・文化的な遺産」、「若狭湾、瓜割の滝および都市東部にひろがる田園等の優れた自然的環境」および「箸の生産等の伝統産業や嶺南地域西部の中心的な役割を担う商業等の産業」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導、市街地整備を図る。

また、小浜駅周辺では、魅力ある都市の玄関口として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく中心市街地の再生の取組みを、官民連携でより一層推進しエリア価値の向上を図る。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、魅力的な都市空間の創出による中心市街地の再生への取組みの促進、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（JR 小浜線）を主軸として、主要駅である小浜駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、無秩序な市街化を抑制するとともに、小浜駅をはじめとした地域拠点への都市機能・居住の誘導、市街地内の低未利用空間の有効利用を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、小浜駅や上中駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、中心市街地の再生への取組みの促進、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

北陸新幹線福井・敦賀開業ならびに舞鶴若狭自動車道 4 車線化の整備などにより、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

また、小浜市を中心に、通勤・通学、買い物等の広域的な日常生活圏が形成されている中、広域交通ネットワークの整備進捗により、更に広域的な圏域で都市活動が促されており、小浜市の広域的な中心都市としての重要性がさらに高まっている。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、舞鶴若狭自動車道小浜 IC 等の交通結節点の周辺における新たな産業拠点の形成、広域交通結節点と県内の観光地を連絡する国道 162 号の道路拡幅など、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていく。

また、新たな産業拠点の周辺部における潜在的な開発需要も考慮した土地利用の規制・誘導、都市圏を支える広域的・根幹的な都市施設の整備・更新、既存ストックの有効利用（共同利用）など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、産業振興、地域経済の活性化、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域は、北川、南川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、北川の右岸沿いなどの一部は、浸水深が5m以上になると想定される区域がある。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も連なっている。さらに、小浜市内沿岸には、津波による浸水が想定される区域が、平地部を取り囲む山地の裾野部には土砂災害のおそれのある区域が多数点在するなど、洪水、雨水出水等の水害をはじめ土砂災害などの災害リスクが広く分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

浸水被害が生じた「平成25年9月台風第18号」など自然災害は度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、小浜市街地西部の老朽木造住宅等が密集している可能性がある地区では、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティを活かした避難方法の確立などに取り組む。

さらに、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定、大規模盛土造成地の安全性把握調査の実施を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域は、嶺南地域の中心都市の一つとして機能しているが、人口が 10 万人以下、かつ減少傾向であり、経年的に用途地域外の人口が減少していることから、市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できる。

このことから、区域区分は設定しないこととする。

3 市街地の規模と配置

(1) 10 年後の市街地のおおむねの規模と配置

舞鶴若狭自動車道 4 車線化の整備など高速交通体系の整備が進展するとともに、産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転が全国的に進みつつある中、本都市計画区域では、製造品出荷額等が増加する見込みである。このため、舞鶴若狭自動車道小浜 IC 周辺において、「土地利用や都市基盤整備の状況・見通し」、「周辺の営農環境、自然環境への影響」等を勘案して、新たな産業拠点の形成に向けた用途地域の指定を図る。

一方、10 年後のおおむねの人口規模に応じた可住地が用途地域内に確保されており、住宅用地は現在の用途地域を基本に誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位：ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
小浜上中都市計画区域	493	526 以内

※ R12 のおおむねの市街地の規模のうち、R2 からの増加分 33ha は、今後 10 年間で新たに必要となる工業用地面積として、製造品出荷額等に基づき推計したものであり、この規模の範囲内で、新たな産業拠点の形成に向けて、工業用地需要等に応じた用途地域の指定を図る。

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
小浜市	13,900 (22,900)	12,300 (20,200)
若狭町	0 (6,800)	0 (6,500)
小浜上中都市計画区域	13,900 (29,700)	12,300 (26,700)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
小浜市	5,600 (9,200)	5,500 (9,100)
若狭町	0 (2,700)	0 (2,900)
小浜上中都市計画区域	5,600 (11,900)	5,500 (12,000)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
小浜上中都市計画区域	49,300	35,600

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
小浜上中都市計画区域	81,600	118,800

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 既成市街地

イ) 住宅地

○小浜駅周辺の中心市街地は、商業施設、業務施設および公共施設等の各種都市機能が集積しており、生活利便性が高い地域であるが、低未利用地は増加傾向であり、高齢化率については市全体よりも高くなっている。このため、積極的に居住の誘導を図り、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出する。

○小浜市の若狭総合公園周辺や多田地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

ロ) 商業地

○小浜駅周辺は、JR 小浜線、バス路線および幹線道路からなる嶺南地域での広域的な交通結節点であり、商業施設や業務施設等の集積を図る。

○西津地区の市街地に配置された、地域の拠点となる商業地を維持する。

ハ) 工業地

○和久里地区や木崎地区の国道 27 号沿道の工業地を維持する。

○卸売市場、倉庫、荷捌き場、流通事業用事務所等が集積する小浜漁港周辺では、流通業務に適した交通基盤が整備されており、今後もこの流通業務地を維持する。

② 新市街地

○舞鶴若狭自動車道小浜 IC からのアクセスに優れた平野地区において、工業用地の需要に対応するため、新たな産業拠点として、工業の利便性の増進できるよう工業地の配置を図る。

○今後予定されている北陸新幹線新駅周辺において、「土地利用や都市基盤整備の状況・見通し」、「周辺の営農環境、自然環境への影響」、「周辺市町も含めた都市構造への影響」等を勘案して、市街地開発事業等の見通しをふまえ、適正かつ合理的な土地利用を検討する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

○工業地域や準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途の土地利用が進んでいる地区が駅前町地区の国道 162 号沿道等であり、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、小浜駅周辺にある都市の中心的な商業地の維持・活性化に配慮する。

② 用途の純化

○集約型都市構造に向けて、小浜駅周辺等の地域拠点に都市機能を誘導していくため、準工業地域等においては「特別用途地区」を活用し大規模集客施設の立地規制を図る。

○新たに用途を配置する地区や良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。

○小浜市の若狭総合公園周辺や多田地区の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

③ 用途の複合化

○小浜駅周辺の中心市街地では、地域経済の維持・活性化や都心居住の推進のために、商業施設、業務施設および公共施設等の誘導すべき用途を明確にし、適切な土地利用調整を行った上で、複合的な土地利用を図る。

○小浜市の箸づくり等の地場産業の工場が分散している地区では、地区内の活力の維持や居住環境の保全のために、複合的な土地利用を維持する。

○住宅地においても、超高齢社会の進行、働き方の多様化に対応して、日常生活に必要な施設、職住近接を支える施設として利活用するなど都市アセットの柔軟な利活用の需要がある場合は、良好な居住環境を維持しつつ「特別用途地区」や「地区計画」も活用しながら複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

①住宅地

- 小浜駅周辺の中心市街地や西津地区の市街地に配置された地域の拠点となる商業地の周辺は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。
- 小浜市の若狭総合公園周辺や多田地区の良好な低層住宅地は、戸建て住宅でゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

②商業地

- 小浜駅周辺は、JR 小浜線や、バス路線および幹線道路からなる嶺南地域での広域的な交通結節点であり、土地利用の動向を考慮して、既存の都市施設が有する機能を有効に活用でき、商業施設や業務施設等の集積を可能にする高密度な土地利用を図る。

③工業地

- 工業地・流通業務地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

舞鶴若狭自動車道小浜 IC 周辺および都市計画道路小浜縦貫線の沿道についても、無秩序な開発を抑制し、良好な田園風景の維持を基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

国定公園指定地域の小浜湾の海岸や、山地、里山および南川や北川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

二) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

ホ) 無秩序な開発が予想される地域

幹線道路沿線や今後予定されている北陸新幹線新駅周辺など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、「特定用途制限地域」を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。特に新たな幹線道路を整備する場合は、「特定用途制限地域」等の開発制限を事業着手までに設定する。

② その他の地域

- 農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。
- 新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、「地区計画」など各種方策を活用し、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。
- 優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。
- 道の駅「若狭おばま」周辺については、観光振興に資する拠点としての適切な土地利用を図る。
- 上中駅周辺の地域拠点では、移住定住促進、地域活力の維持のため、点在する空き家・空き地を有効に活用するとともに、自然再生エネルギーとIoTを導入し居住空間の整備を図る。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 舞鶴若狭自動車道小浜 IC 周辺および都市計画道路小浜縦貫線の沿道など郊外での開発を促進するような大規模小売店舗等が立地するおそれがある地域については、中心市街地の活性化を図る観点からも、開発を促進するような大規模小売店舗等の立地を規制する「特定用途制限地域」の適用を検討する。
- 郊外の無秩序な開発等の都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 無秩序な住宅地の拡大を抑制し、居住誘導区域への人口集約を促進するため、居住調整地域の指定を検討するとともに、小浜市の立地適正化計画による居住誘導策を推進する。
- 既に 3,000 m²以下のミニ開発が相当数行われている小浜市生守地区等では、今後の開発の見通し等を考慮して、良好な都市基盤が整備されない不良な市街地の形成を防止するため、「地区計画」など各種方策を活用し適切な土地利用、都市基盤の整備を図る。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 小浜市遠敷地区等では、歴史的景観や自然景観を歩いて楽しめる散策ルートの創出や、歴史的環境と調和した統一感のある道路景観の育成を図る。
- 小浜市市街地西部では、千本格子の家々が軒を連ねる三丁町や、商家町や寺町の街並みが残る旧丹後街道沿線等の歴史的な町並みを有しているが、老朽化した建築物が密集し防災性の低い地域もあることから、防災性の向上に配慮した上で、この良好な歴史的町並みを維持する。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 日本海国土軸を形成し、三大都市圏をはじめとする広域圏を結ぶ、舞鶴若狭自動車道4車線化の整備を促進する。
- 都市間の交流と連携を支援する幹線道路の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実に図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- JR 小浜線を主軸として、小浜駅や上中駅から展開する路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通の充実ににより、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 舞鶴若狭自動車道 4 車線化および関連アクセス道路の整備を促進することで、関西、中京、北陸圏や敦賀港への物流ネットワークを強化させるとともに、大雨・大雪時のネットワーク代替性確保や事故防止のみならず、原子力災害時における広域避難の円滑化を進める。
- 国道 162 号等の地域間の交流と連携を支援する道路の整備を促進する。
- 幹線道路における老朽化の著しい橋梁は、適宜、架け替えを推進する。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

③ 交通施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の道路を以下に示す。

路線名	整備予定区間
舞鶴若狭自動車道	京都府県境～若狭上中 IC 間 (4 車線化)
国道 27 号	小浜市湯岡 (歩道整備)
国道 162 号	小浜市一番町～雲浜 1 丁目 (大手橋・城内橋・西津橋) (道路拡幅)
国道 162 号	小浜市尾崎～和久里 (道路拡幅)
主要地方道上中田烏線	若狭町安賀里～下タ中 (道路拡幅)
都市計画道路小浜縦貫線	小浜市小浜広峰～大手町 (道路拡幅)

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管渠整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
小浜市	99 (69) ^{※2}	100 (70)
若狭町	99 (41)	100 (41)
合 計	99 (60)	100 (60)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね 10 年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね 10 年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
小浜市	一部の残区域	一部の残区域
若狭町	整備計画無し ^{※1}	整備計画無し

※1 整備計画無し：整備計画の予定が無い

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・小浜市・若狭町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等を実施することで、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。
- 南川などにおいて、必要に応じて津波遡上対策を検討する。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 市町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2
治水機能の確保	北川	2.0 km (水取地区)	河道掘削	(完成)
	多田川	3.2 km (河口～国道 27 号)	河道拡幅	(完成)

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 中心市街地の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、小浜市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

市街地の再構築における市街地開発事業は、「鉄道駅周辺など都市機能を集積させるべき既成市街地の地域拠点でありながら有効な土地利用がなされていない地区」、「都市基盤が不十分な密集市街地において、防災性の向上や居住環境の改善が必要な地区」を中心に活用していく。

一方、高速交通開通の効果を最大化する都市基盤・機能の整備・配置を、計画的かつ一体的に進めていくことも重要であり、舞鶴若狭自動車道小浜 IC 等の広域交通結節点の周辺における新たな産業拠点形成に向けて市街地開発事業を活用していく。

また、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地地区画整理事業の活用を図る。
- 都市機能を集積させるべき既成市街地の地域拠点でありながら有効な土地利用がなされていない地区においては、低未利用地の集約による土地の有効利用、駅前広場や幹線道路など都市施設の整備拡充に向け、土地地区画整理事業の活用を図る。
- 既成市街地において、敷地が細分化され、低未利用地が点在しているような地区で、道路等の都市施設を整備する場合は、敷地の再編・集約化を目的とした土地地区画整理事業の活用を図る。
- 老朽木造住宅等が密集し道路等の都市施設の整備が不十分なため、防災上・居住環境上問題がある可能性のある地区においては、防災性の向上と居住環境の改善を図るために、実態を十分調査した上で、歴史的街並みの維持や調和に配慮しながら土地地区画整理事業等の活用を図る。
- 鉄道駅周辺の中心市街地で、商業施設や業務施設等の集積地であるにもかかわらず有効な土地利用がなされていない地区、防災上危険な密集した地区においては、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、都市機能や居住の集積、公共施設空間や有効空地の確保のため、都市基盤や周辺環境への影響等も勘案して、市街地再開発事業等の活用を図る。
- 市街地再開発事業等を実施する場合には、地域の床需要に合わせて保留床の規模を決定するなど、まちの実情にあった計画とする。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、多田ヶ岳等の山岳、若狭湾、および北川、南川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、ふくい緑のグランドデザインに基づく緑の基本計画を策定し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園の配置を図る。また、既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および北川や南川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

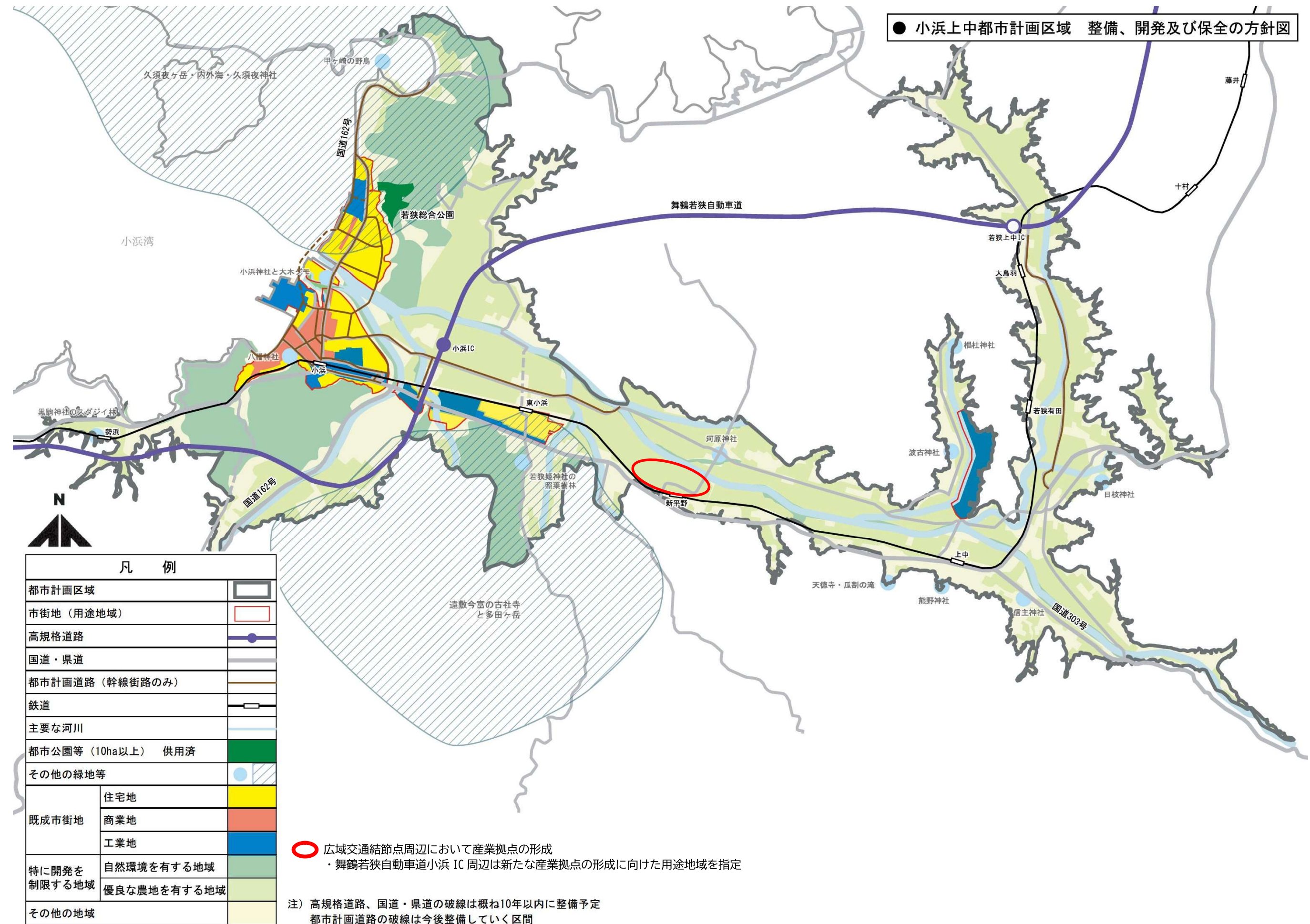
既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

8 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、小浜市、若狭町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、北川、南川等の沿川に洪水浸水想定区域が広がり、小浜市内沿岸には津波災害警戒区域が、平地部を取り囲む山地の裾野部には土砂災害警戒区域等も分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 小浜市の居住誘導区域の3割以上が、想定最大規模降雨時に浸水深3m以上に含まれており、北川、南川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域が広がっている他、津波災害警戒区域も一部含まれている。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していくとともに、開発の抑制に向けて、「特定用途制限地域」の適用、まちづくり条例の制定等について検討する。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しており、必要に応じて機能強化や配置見直しを図る。
- 大規模盛土造成地については、安全性把握調査を推進し、調査結果に基づき必要な対策を検討する。また、危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。
- 小浜市西部には老朽木造住宅等の割合が高い地区があるため、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティを活かした避難方法の確立などに取り組む。



美浜都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 海や湖の自然、歴史、文化を活かした都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 高速交通開通を活かす都市づくり	3
(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	4
2 区域区分の設定の判断	5
(1) 区域区分の設定の有無	5
(2) 区域区分の設定の判断理由	5
3 市街地の規模と配置	6
(1) 10年後の市街地のおおむねの規模と配置	6
(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	7
(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模	7
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 主要な用途の配置の方針	8
(2) 用途の転換に関する方針	9
(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針	9
(4) 用途地域外の土地利用の方針	10
(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針	11
(6) 景観の保全等の方針	11
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	12
(1) 交通施設について	12
(2) 下水道について	14
(3) 河川について	15
(4) その他の都市施設について	16
6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針	17
(1) 基本方針	17
(2) 市街地開発事業の決定の方針	17
7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	18
(1) 基本方針	18
(2) 都市の緑の目標	18
(3) 主要な緑地の配置の方針	18
(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	19
8 防災まちづくりの基本方針	20
整備、開発及び保全の方針図	21

1 都市づくりの基本理念

(1) 海や湖の自然、歴史、文化を活かした都市づくり

美浜都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、美浜町のみで構成する単独都市計画区域である。

嶺南地域の東部に位置し、若狭湾と山地に囲まれており、若狭湾沿いや耳川沿いの平地に市街地が形成されている。水晶浜や三方五湖をはじめ優れた景観を有する自然環境に恵まれ、宿泊業や漁業の営みが集積するなど、観光産業と農水産業が盛んな都市である。

本都市計画区域の用途地域内では、人口減少が続いており、また低未利用地の住宅・商業用地等への転換が進んでいない状況である。

さらに、用途地域外でも、人口が減少傾向である他、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「三方五湖および都市一帯にひろがる田園等の優れた自然的環境」、「農業や観光等の産業」および「都市内に点在する歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導を図る。

また、美浜駅周辺の地域拠点では、魅力ある都市空間として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく市街地の再生の取組みを、地域の拠点性向上の取組みを、官民連携でより一層推進していく。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域は、市街地の低密度化・スポンジ化が懸念され、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（JR 小浜線）を主軸として、主要駅である美浜駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、美浜駅周辺の地域拠点への都市機能・居住の誘導を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、美浜駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

北陸新幹線福井・敦賀開業ならびに舞鶴若狭自動車道 4 車線化の整備などにより、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

また、隣接する敦賀市と通勤・通学、買い物等の広域的な日常生活圏が形成されている中、広域交通ネットワークの整備進捗により、更に広域的な圏域で都市活動が促されている。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、既存の工業用地への産業集積、都市圏を支える広域的・根幹的な都市施設の整備・更新、既存ストックの有効利用（共同利用）など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域は、耳川沿いなどに洪水浸水想定区域が広がっており、これらの区域の一部は浸水深が 3m 以上になると想定される区域がある。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域もある。さらに、早瀬、久々子、松原地区等の海岸沿いは、津波による浸水が想定される区域が連なっているなど、洪水、雨水出水の水害や土砂災害などの災害リスクが広く分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

浸水被害が生じた「平成 25 年 9 月台風第 18 号」など自然災害は度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や津波等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定を推進する。

その結果、水害や津波等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域は、人口が 10 万人以下、かつ減少傾向であり、都市単独での自立成長性が低く、経年的に用途地域外の人口が減少していることから、市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できる。

このことから、区域区分は設定しないこととする。

3 市街地の規模と配置

(1) 10 年後の市街地のおおむねの規模と配置

既に 10 年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しがないため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位 : ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
美浜都市計画区域	166	166 以内

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
美浜都市計画区域	3,300 (8,000)	2,900 (7,000)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
美浜都市計画区域	1,400 (3,300)	1,400 (3,300)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
美浜都市計画区域	7,200	5,900

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
美浜都市計画区域	5,300	6,000

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 既成市街地

イ) 住宅地

- 国道 27 号沿道、民宿等の混在する久々子地区の住宅地の居住環境の改善を図る。
- 市街地縁辺部の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

ロ) 商業地

- 道の駅「若狭美浜はまびより」を核とする賑わいの交流拠点づくりを進めている美浜駅周辺の都市の中心的な商業地を維持する。
- 久々子飯切山周辺の旅館等が集積する商業地を維持する。

ハ) 工業地

- 市街地に点在する工業地を維持する。

② 新市街地

- 立地適正化計画において、「生活機能維持区域」に位置づけられている美浜町役場周辺は、既存の公共施設と一体となった日常生活の拠点となる区域として、新たな用途地域の指定を検討する。

(2) 用途の転換または純化に関する方針

① 用途の転換

○準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途との土地利用の混在が見られる国道 27 号沿いの河原市地区、松原地区では、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、美浜駅周辺の都市の中心的な商業地の維持・活性化に配慮する。

② 用途の純化

○新たに用途を配置する地区や良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。

(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

① 住宅地

○美浜町の中心市街地は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。

② 商業地

○美浜駅周辺の商業地は、都市の中心的な商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。また、久々子飯切山周辺の旅館等が集積する商業地も、観光産業を維持するため、比較的高密度な土地利用を図る。

③ 工業地

○工業地は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

日向湖、久々子湖等の国定公園指定地域や、その他の山地、里山および耳川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

二) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

ホ) 無秩序な開発が予想される地域

幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、「特定用途制限地域」を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。

② その他の地域

○農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。

○新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

○優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地する恐れがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然眺望等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良好な景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 日本海国土軸を形成し、三大都市圏をはじめとする広域圏を結ぶ、舞鶴若狭自動車道4車線化の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- JR 小浜線を主軸として、美浜駅から展開する路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 舞鶴若狭自動車道4車線化および関連アクセス道路の整備を促進することで、関西、中京、北陸圏や敦賀港への物流ネットワークを強化させるとともに、大雨・大雪時のネットワーク代替性確保や事故防止のみならず、原子力災害時における広域避難の円滑化を進める。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

③ 交通施設の整備目標

おおむね10年以内に整備する予定の道路を以下に示す。

路線名	整備予定区間
国道27号	美浜町佐柿～郷市 (歩道整備)

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
美浜町	100 (61) ^{※2}	100 (61)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
美浜町	整備計画無し [※]	整備計画無し [※]

※整備計画無し：整備計画の予定が無い

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・美浜町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等を実施することで、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。
- 耳川などにおいて、必要に応じて津波遡上対策を検討する。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 美浜町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2
治水機能の確保	三方五湖	0.95 km (若狭町海山～塩坂越)	放水路、湖岸堤	(完成)

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 地域拠点周辺の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、美浜町立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

また、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

○用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地区画整理事業の活用を図る。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、三方五湖、久々子・松原海岸や都市一帯にひろがる田園等が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が田園や里山に取り囲まれており、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、ふくい緑のグランドデザインに基づく緑の基本計画を策定し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、飯切山等の里山、屋敷林や鎮守の森および耳川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

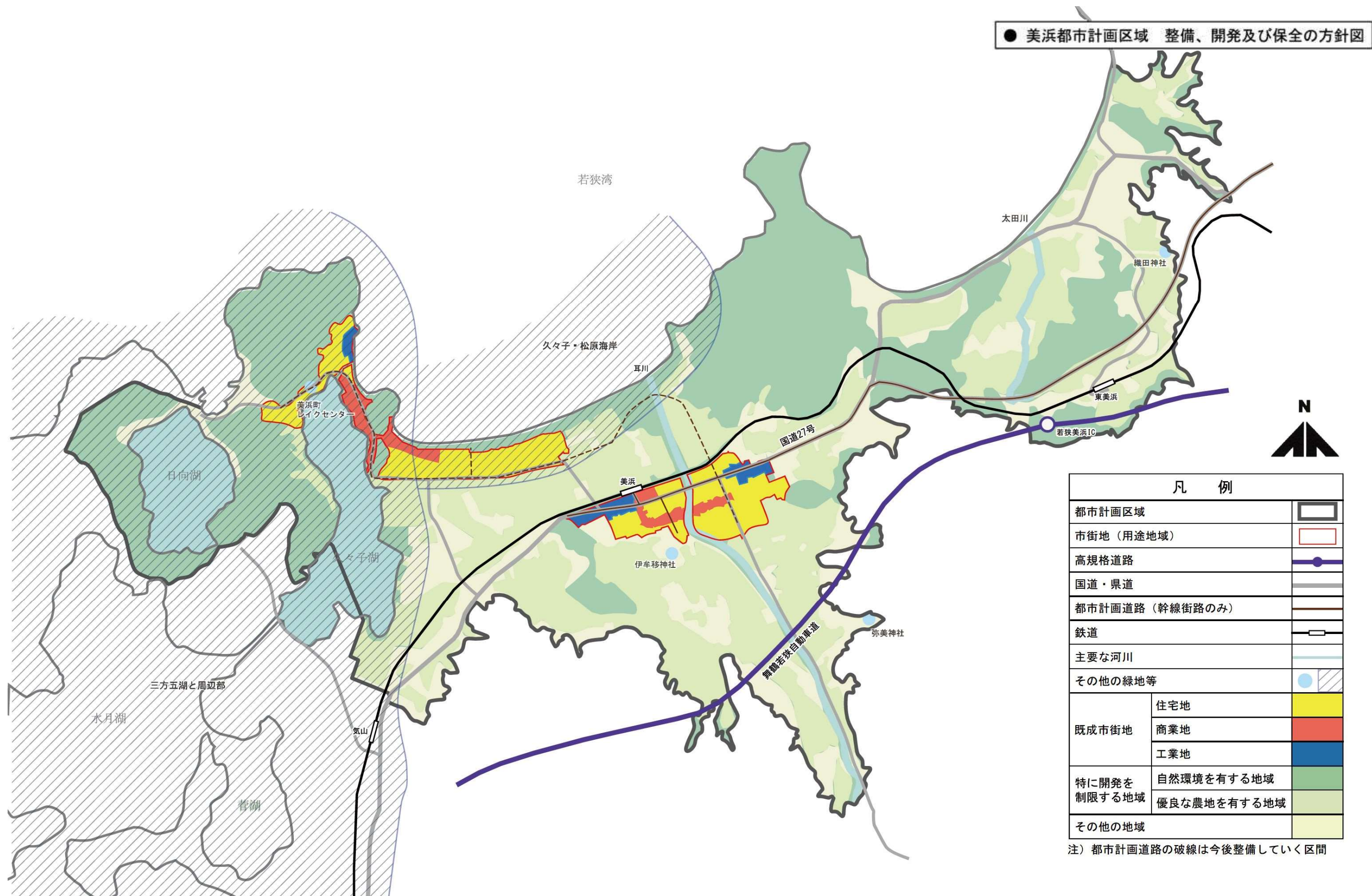
既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

8 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、美浜町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、耳川の沿川に洪水浸水想定区域が広がり、土砂災害警戒区域も広く分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 居住誘導区域において、耳川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれており、災害危険区域も一部に分布している。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していく。
- 危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。



高浜都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
（1）海の自然を活かし、歴史、文化を育む都市づくり	1
（2）持続可能な多極連携型の都市づくり	2
（3）高速交通開通を活かす都市づくり	3
（4）安全・安心に住み続けられる都市づくり	4
2 区域区分の設定の判断	5
（1）区域区分の設定の有無	5
（2）区域区分の設定の判断理由	5
3 市街地の規模と配置	6
（1）10年後の市街地のおおむねの規模と配置	6
（2）10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数	7
（3）10年後の都市のおおむねの産業規模	7
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	8
（1）主要な用途の配置の方針	8
（2）用途の転換、純化または複合化に関する方針	8
（3）市街地における建築物の密度構成に関する方針	9
（4）用途地域外の土地利用の方針	10
（5）土地利用の規制・誘導方策の活用方針	11
（6）景観の保全等の方針	11
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	12
（1）交通施設について	12
（2）下水道について	14
（3）河川について	15
（4）その他の都市施設について	15
6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針	16
（1）基本方針	16
（2）市街地開発事業の決定の方針	16
7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針	17
（1）基本方針	17
（2）都市の緑の目標	17
（3）主要な緑地の配置の方針	17
（4）実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	18
8 防災まちづくりの基本方針	19
整備、開発及び保全の方針図	20

1 都市づくりの基本理念

(1) 海の自然を活かし、歴史、文化を育む都市づくり

高浜都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、高浜町のみで構成される単独都市計画区域である。

福井県の最も西に位置し、若狭湾と山地に挟まれ、市街地が若狭湾沿いの平地に細長く東西に広がっている。青葉山や若狭和田ビーチをはじめ優れた景観を有する自然環境に恵まれ、宿泊業や漁業の営みが集積するなど、観光産業と農水産業が盛んな都市である。

本都市計画区域の用途地域内では、人口減少が続いており、また低未利用地の住宅・商業用地等への転換が進んでいない状況である。

さらに、用途地域外でも、人口が減少傾向である他、農地も徐々に減少しており、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていくようになるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「和田海岸等の自然的環境」、「農業や観光等の産業」および「都市内に点在する歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるよう、土地利用の規制・誘導を図る。

また、若狭和田駅、若狭高浜駅周辺の地域拠点では、魅力ある都市空間として活力を創出できるよう、立地適正化計画等に基づく地域の拠点性向上の取組みを、官民連携でより一層推進していく。

一方、農村地域では、優良な農地の保全や良好な集落環境の形成の他、農村集落の活力の維持にも配慮して土地利用の規制・誘導を図る。

その結果、都市の快適性、利便性の向上、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、市街地の低密度化・スポンジ化が懸念され、今後も人口が減少し高齢化していく中、地域コミュニティの衰退が懸念されるとともに、「商業、医療・福祉、地域公共交通等の都市サービスの縮小・撤退」、「防犯性の低下」、「景観の悪化」により地域の生活利便性や居住環境が低下していくおそれがある。

また、本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（JR 小浜線）を主軸として、主要駅である若狭和田駅、若狭高浜駅に路線バスやオンデマンドバス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、若狭和田駅、若狭高浜駅周辺の地域拠点への都市機能・居住の誘導を進め、まとまりとメリハリのある市街地形成を図る。

また、若狭和田駅、若狭高浜駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、交通 DX、他分野との共創などにより、地域公共交通ネットワークの強化も図り、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 高速交通開通を活かす都市づくり

北陸新幹線福井・敦賀開業ならびに舞鶴若狭自動車道 4 車線化の整備などにより、高速交通体系の整備は飛躍的に進展することから、経済圏・観光圏・生活圏が大きく拡大していく。

また、隣接する京都府舞鶴市と通勤・通学、買い物等の広域的な日常生活圏が形成されている中、広域交通ネットワークの整備進捗により、更に広域的な圏域で都市活動が促されている。

産業の生産拠点の国内回帰、企業の地方移転も進みつつある中、これらの高速交通開通のインパクトをまちづくりに最大限活かすとともに、都市間の連携・交流を促進する都市づくりを進めていく必要がある。

これらに対応するため、都市圏を支える広域的・根幹的な道路である国道 27 号の青葉改良の整備、既存ストックの有効利用（共同利用）など、都市圏の広域性をふまえた都市環境の構築を図る。

その結果、産業振興、地域経済の活性化、都市間の連携・交流の促進、公共投資の効率化が期待される。

(4) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域では、子生川沿いに浸水が想定される区域が広がっている。また、和田小学校の周辺などには津波による浸水が想定される区域が、平地部を取り囲む山地の裾野部などには、土砂災害のおそれがある区域が多数点在するなど、水害や土砂災害などの災害リスクが広く分布しており、防災性の更なる向上が求められている。

近年、県内でも自然災害は頻発・激甚化しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や津波等の災害リスクを考慮した土地利用の規制・誘導、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、高浜港周辺の老朽木造住宅等の割合が高い地区では、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティを活かした避難方法の確立などに取り組む。

さらに、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定を推進する。

その結果、津波や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域は、人口が 10 万人以下、かつ減少傾向であり、都市単独での自立成長性が低く、また、経年的に用途地域外の人口が減少していることから、市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できる。

このことから、区域区分は設定しないこととする。

3 市街地の規模と配置

(1) 10 年後の市街地のおおむねの規模と配置

既に 10 年後のおおむねの人口規模に応じた住宅用地としての用途地域は確保されており、また産業に要する計画的かつ具体的な市街地整備の新たな見通しがないため、現在の用途地域を基本に市街地形成を誘導していく。

なお、用途地域のうち現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により、市街地整備が図られる見込みがない区域で、当該用途地域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないものは、農業振興地域制度の適正な運用ならびに自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討する。

(単位 : ha)

おおむねの市街地の規模	R2	R12
高浜都市計画区域	241	241 以内

(2) 10年後の市街地に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
高浜都市計画区域	6,500 (7,200)	5,700 (6,300)

※ () 内は都市計画区域人口

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
高浜都市計画区域	2,900 (3,100)	2,900 (3,200)

※ () 内は都市計画区域世帯数

(3) 10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
高浜都市計画区域	8,200	5,800

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
高浜都市計画区域	6,600	7,900

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るため、立地適正化計画に基づく取り組みの着実な実現を図る。

居住誘導区域、都市機能誘導区域については、人口動態、経済活動、市街地形成の成り立ち、土地利用や都市基盤の状況・見通し、地域公共交通の利便性、災害リスク等を勘案し、メリハリをつけて設定する。

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

① 住宅地

○白浜海水浴場周辺や湯谷地区の良好な低層住宅地の居住環境を維持する。

② 商業地

○若狭高浜駅周辺の都市の中心的な商業地を維持する。

○和田浜海水浴場周辺の旅館等が集積する商業地を維持する。

③ 工業地

○工業団地等の既存の工業地を維持する。

(2) 用途の転換、純化または複合化に関する方針

① 用途の転換

○準工業地域に指定されているが、工業ではない他の用途との土地利用の混在がある国道 27 号沿いの紫水ヶ丘地区周辺では、今後も工業の土地利用の需要が低く住宅や商業等他の土地利用の需要が高くなる場合は、地区内や周辺の土地利用状況および都市基盤の整備状況を考慮して、住宅地や商業地等への転換を図る。なお、商業地に転換する際には、若狭高浜駅周辺の都市の中心的な商業地の維持・活性化に配慮する。

② 用途の純化

○良好な環境が形成されている市街地では、「地区計画」の積極的な活用を図り、魅力ある市街地を醸成する。

○白浜海水浴場周辺や湯谷地区の低層住宅地では、良好な居住環境を維持する。

③ 用途の複合化

○高浜漁港周辺は、海と食文化を活かした 6 次産業施設、市場の整備等により、地場産業の活性化が図れるよう、複合的な土地利用を図る。

(3) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

① 住宅地

- 高浜町役場周辺は、生活利便性が高いため、比較的高密度な土地利用を図る。
- 白浜海水浴場周辺や湯谷地区の良好な低層住宅地は、戸建て住宅のゆとりある居住環境を保つため、比較的低密度な土地利用を図る。

② 商業地

- 若狭高浜駅周辺の商業地は、都市の中心的な商業地であるため、比較的高密度な土地利用を図る。

③ 工業地

- 工業地や高浜漁港地区は、従来の景観や環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(4) 用途地域外の土地利用の方針

まとまりのある市街地の形成や自然的環境の保全のために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、用途地域外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

若狭湾周辺の国定公園指定地や、山地、里山、青戸入江の海岸および子生川や笠原川等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

二) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

ホ) 無秩序な開発が予想される地域

幹線道路沿線など無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、「特定用途制限地域」を設定するなど、適切な方法により、開発の抑制を図る。

② その他の地域

○農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地利用や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。

○新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。

○優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。

(5) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地するおそれがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(6) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 若狭和田海水浴場など青い海が美しい8つの海水浴場においては、都市の個性を形成する貴重な自然景観の保全を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良い景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 日本海国土軸を形成し、三大都市圏をはじめとする広域圏を結ぶ、舞鶴若狭自動車道4車線化の整備を促進する。
- 都市間の交流と連携を支援する幹線道路の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実に図るとともに、生活空間における道路の安全、安心（歩道整備、バリアフリー化）を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 長期未着手の都市計画道路については、都市の状況・将来像、整備の実現可能性を勘案し、都市計画の廃止、変更を含めた見直しを進める。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- JR 小浜線を主軸として、若狭高浜駅から展開する路線バスやオンデマンドバス等のフィーダー交通の充実ににより、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 舞鶴若狭自動車道 4 車線化および関連アクセス道路の整備を促進することで、関西、中京、北陸圏や敦賀港への物流ネットワークを強化させるとともに、大雨・大雪時のネットワーク代替性確保や事故防止のみならず、原子力災害時における広域避難の円滑化を進める。
- 都市間の交流と連携を支援する国道 27 号（青葉改良）の整備を促進する。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさを感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

③ 交通施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の交通施設を以下に示す。

路線名	整備予定区間
舞鶴若狭自動車道	京都府県境～若狭上中 IC 間 (4 車線化)
国道 27 号	京都府県境～高浜町六路谷 (青葉改良)
国道 27 号	高浜町日置～青 (歩道整備)
都市計画道路高浜駅前線	高浜町宮崎 (歩道整備、無電柱化)

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
高浜町	100 (79) ^{※2}	100 (80)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区	
	用途地域内	用途地域外
高浜町	一部の残区域	東三松地区の一部

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・高浜町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制等を実施することで、浸水被害の防止のための対策の推進を図る。
- 子生川などにおいて、必要に応じて津波遡上対策を検討する。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 高浜町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 地域拠点周辺の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、高浜町立地適正化計画における「都市機能誘導区域」や「誘導施設の設定」に基づき、鉄道駅等の交通結節点をはじめとした地域拠点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

市街地の低密度化・スポンジ化が進行しており、市街地開発事業は、集約型都市構造に向けて市街地の再構築を図るために活用していくことを基本とする。

また、市街地開発事業を実施する場合、目指すべき将来の市街地像をふまえ、質の高い良好な市街地環境が形成されるよう「地区計画」を併せて活用する。

(2) 市街地開発事業の決定の方針

- 用途地域内の都市基盤が不十分な地区においては、宅地需要を考慮し、ゆとりある居住環境の確保や産業の活性化等のため、都市の人口フレーム、産業フレームをふまえ、必要に応じて土地地区画整理事業の活用を図る。
- 既成市街地において、敷地が細分化され、低未利用地が点在しているような地区で、道路等の都市施設を整備する場合は、敷地の再編・集約化を目的とした土地地区画整理事業の活用を図る。
- 老朽木造住宅等が密集し道路等の都市施設の整備が不十分なため、防災上・居住環境上問題がある可能性のある地区においては、防災性の向上と居住環境の改善を図るために、実態を十分調査した上で、歴史的街並みの維持や調和に配慮しながら土地地区画整理事業等の活用を図る。

7 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、和田海岸、高浜海岸、および子生川等の主要河川が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、市街地が、田園や里山に取り囲まれており、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 都市の緑の目標

都市の緑の特色は、市街地の周辺地域（用途地域外）に良好な緑地が豊かに分布し、公共的なレクリエーションの場も多く整備されていることにある。これら周辺の緑地は、市街地内の住民に供される緑地として非常に重要な役割をもっている。このような都市の緑の特色を考慮し、市街地周辺の緑地を含めた緑地面積を市街地（用途地域）面積の30%以上確保することを目標水準とする。

また、都市公園等の施設として整備すべき緑地については、「緑の基本計画」等において設定された数値目標の達成を目指し、地域の実情に応じた都市公園等を整備する。

(3) 主要な緑地の配置の方針

○開発動向をふまえ都市公園が不足している地域では、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の他、防災機能も考慮し、適切な規模・誘致圏を有する都市公園の配置を図る。また、既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○市街地内の緑地や、その周辺に分布する田園、里山、屋敷林や鎮守の森および子生川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川の整備や幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(4) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

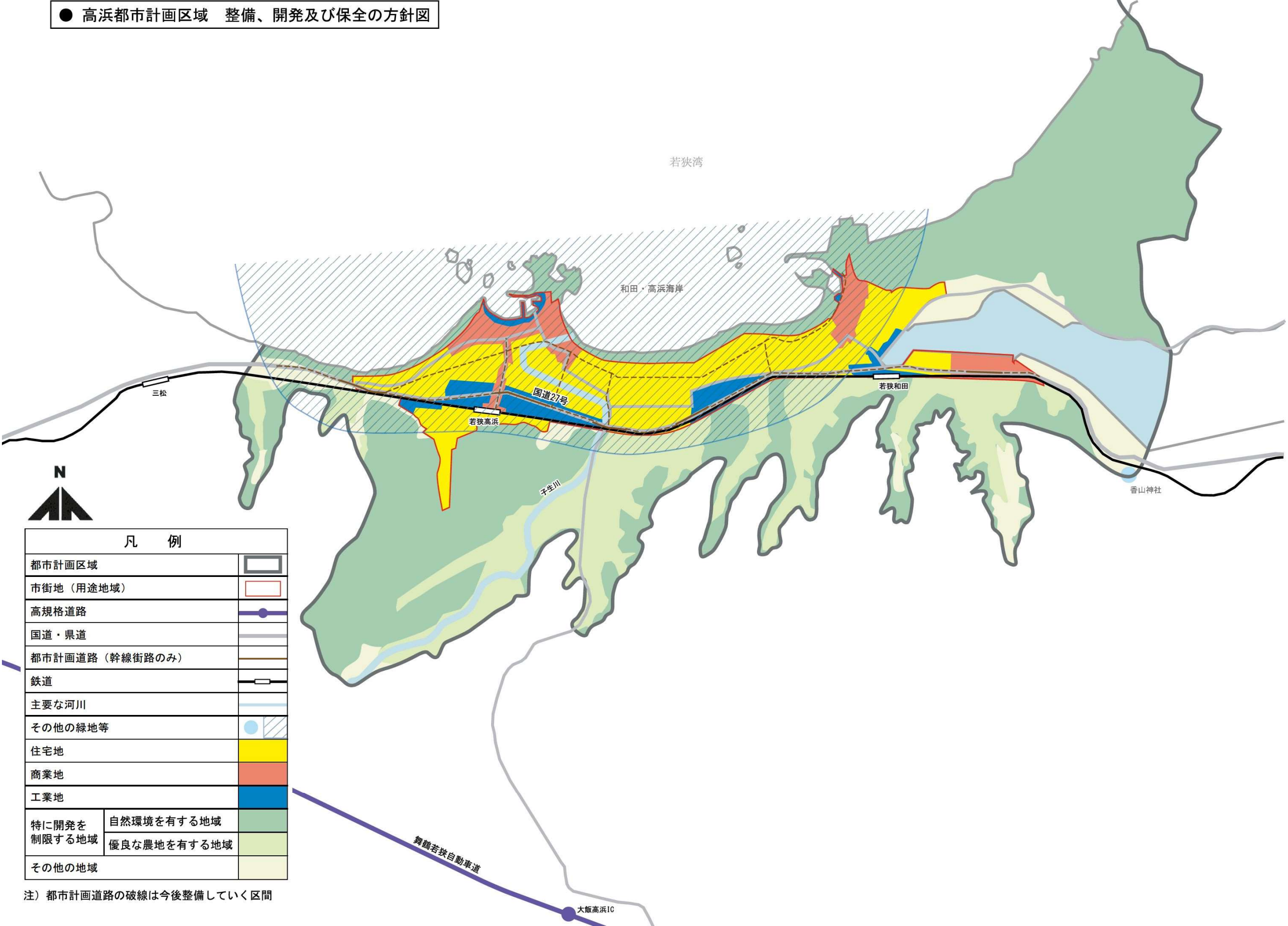
② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

8 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、高浜町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、子生川の沿川に浸水が想定される区域が広がり、若狭湾沿いに津波災害警戒区域が、平地部を取り囲む山地の裾野部などには土砂災害警戒区域等も分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 居住誘導区域の一部は、津波災害警戒区域に含まれている他、土砂災害警戒区域も分布している。このような、災害リスクが特に高いエリアについては、立地適正化計画の居住誘導区域等から除外することを検討する。
- 用途地域外の災害リスクを回避・低減できるよう、開発許可制度を運用していく。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。
- 危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域の指定を推進する。
- 高浜港周辺には老朽木造住宅等の割合が高い地区があるため、建築物の耐火性を確保するとともに、地域コミュニティを活かした避難方法の確立などに取り組む。

● 高浜都市計画区域 整備、開発及び保全の方針図



三方都市計画区域の整備、開発および保全の方針 (案)

目 次

1 都市づくりの基本理念	1
(1) 湖の自然や歴史・文化を育む都市づくり	1
(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり	2
(3) 安全・安心に住み続けられる都市づくり	3
2 区域区分の設定の判断	4
(1) 区域区分の設定の有無	4
(2) 区域区分の設定の判断理由	4
3 10年後の都市計画区域に配置するおおむねの人口と産業の規模 ..	5
(1) 10年後の都市計画区域に配置するおおむねの人口、世帯数	5
(2) 10年後の都市のおおむねの産業規模	5
4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針	6
(1) 主要な用途の配置の方針	6
(2) 建築物の密度構成に関する方針	6
(3) 郊外の土地利用の方針	6
(4) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針	7
(5) 景観の保全等の方針	7
5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針	8
(1) 交通施設について	8
(2) 下水道について	9
(3) 河川について	10
(4) その他の都市施設について	11
6 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針 ·	12
(1) 基本方針	12
(2) 主要な緑地の配置の方針	12
(3) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針	12
7 防災まちづくりの基本方針	13
整備、開発及び保全の方針図	14

1 都市づくりの基本理念

(1) 湖の自然や歴史・文化を育む都市づくり

三方都市計画区域（以下、「本都市計画区域」という。）は、若狭町三方地域のみで構成される単独都市計画区域であり、用途地域を指定している区域はない。

嶺南地域の中央部に位置し、北側には三方五湖および若狭湾があり、その他の三方は山地に囲まれている。三方五湖や若狭湾などの自然の恵みを生かした都市づくりを進めている。

本都市計画区域は、人口減少が続いており、農地も徐々に減少していることから、集落の活力低下、良好な田園環境・景観の喪失が懸念される。

これらに対応していくためには、住民が地域への誇りや愛着を深めて住み続けていきたくなるように、また他県の人を訪れ、住みたくなるように、住民参加・協働を通して、個性を活かした魅力ある都市づくりを進めていく必要がある。

このため、本都市計画区域では、「三方五湖や都市一体にひろがる田園等の優れた自然的環境」、「農業や観光等の産業」および「水月湖の年縞、鳥浜貝塚をはじめとする歴史的・文化的な遺産」等の地域の資源・特性を守り、活かせるように、適切な土地利用を図る。

その結果、都市の活性化、農村地域における営農環境や田園環境、地域コミュニティの維持が期待される。

(2) 持続可能な多極連携型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）

本都市計画区域では、今後も人口が減少し高齢化していく中、「空き地・空き建物の増加」、「地域コミュニティの衰退」等が懸念される。

また、本都市計画区域内の地域公共交通は、都市の骨格となる地域鉄道（JR 小浜線）を主軸として、主要駅である三方駅に路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通が接続することで、地域全体に展開されており、都市活動を支える重要な交通網として機能している。しかし、人口減少や少子高齢化等による利用者の減少、運転手や技術職員の人材不足など地域公共交通の経営は厳しさを増している。

地球温暖化など環境問題への更なる対応が求められており、厳しい財政的制約もある中、地域公共交通を軸として、環境・経済（財政等）・社会（コミュニティ等）的にも持続可能な都市づくりを進めていく必要がある。

このため、三方五湖や都市一体にひろがる田園等の優れた自然的環境を保全し、三方駅周辺の地域拠点を中心としたまとまりとメリハリのあるまちづくりを進める。

また、三方駅における交通結節機能の強化に向けたフィーダー交通の充実、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、人口減少、超高齢社会の時代にふさわしい持続可能な多極連携型の都市づくりを進めていく。

その結果、生活利便性および居住環境の向上、地域公共交通ネットワークの利便性向上および効率的な運営、カーボンニュートラルの実現、公共投資の効率化が期待される。

(3) 安全・安心に住み続けられる都市づくり

本都市計画区域は、はす川沿いなどに洪水浸水想定区域があり、これらの区域の一部は浸水深が3m以上になると想定される区域がある。また、河川の氾濫や河岸の浸食により家屋倒壊等の被害が発生するおそれがある区域も連なっている。さらに、平地部を取り囲む丘陵の裾野部に、土砂災害のおそれがある区域が多数点在しており、防災性の更なる向上が求められている。

浸水被害が生じた「平成25年9月台風第18号」など自然災害は度々発生しており、単に利便性の高い都市的な住まい方を求めるだけでなく、安全・安心に関する意識、地域の自助・共助に関する意識が更に高まっている。

これらに対応していくためには、災害リスクの回避・低減の観点から総合的な防災まちづくりを推進し、全ての住民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられる都市づくりを進めていく必要がある。

このため、水害や土砂災害等の災害リスクを考慮した住まい方の工夫、避難体制の強化、計画的な避難地・避難路の整備、河川改修の推進などソフト・ハードの両面から都市の防災性の向上を図る。

また、盛土による災害を防止するための規制区域（宅地造成等工事規制区域）の指定を推進する。

その結果、水害や土砂災害等による被害が軽減され、安全・安心に住み続けられる都市づくりが促進される。

2 区域区分の設定の判断

(1) 区域区分の設定の有無

無し

(2) 区域区分の設定の判断理由

本都市計画区域は、人口が 10 万人以下、かつ経年的に都市全体の人口が減少傾向であり、都市単独での自立成長性が低く、農地転用も少ないことから市街地が拡大または分散する可能性が低いと推測できる。

このことから、区域区分は設定しないこととする。

3 10年後の都市計画区域に配置するおおむねの人口と産業の規模

(1) 10年後の都市計画区域に配置するおおむねの人口、世帯数

(単位：人)

おおむねの人口	R2	R12
三方都市計画区域	6,700	6,200

(単位：世帯)

おおむねの世帯数	R2	R12
三方都市計画区域	2,400	2,500

(2) 10年後の都市のおおむねの産業規模（過去のトレンドによる将来の見通し）

(単位：百万円)

おおむねの商業年間販売額	R2	R12
三方都市計画区域	8,000	7,800

(単位：百万円)

おおむねの製造品出荷額等	R2	R12
三方都市計画区域	24,400	27,500

4 土地利用に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 主要な用途の配置の方針

土地の自然的条件、土地利用や都市基盤整備の状況・見通しを勘案して、各用途を適正に配置することにより、都市機能を維持・増進し、かつ、居住環境の保護、産業の利便の増進、公害の防止等を図り、適正な都市環境を保持するように定める。特に以下の事項に配慮して配置する。

(2) 建築物の密度構成に関する方針

① 住宅地

○良好な田園風景を維持し、戸建て住宅のゆとりある居住環境を維持するため、比較的低密度な土地利用を図る。

(3) 郊外の土地利用の方針

自然環境や田園風景を保全していくために、以下に示す地域毎の土地利用の方針をふまえ、農林漁業に係る土地利用との調整や農業振興地域制度の適正な運用を図りながら、郊外の開発は抑制していくことを基本とする。

① 特に開発を抑制または制限すべき地域

イ) 自然環境を有する地域

国定公園指定地域の三方湖周辺等や、その他の山地、里山（特に希少種が生息する地域）等の自然地は、生物多様性の確保、地球温暖化の防止、水源のかん養等のために、開発の抑制を図る。

ロ) 優良な農地を有する地域

一団となった農地や土地改良事業等が施行された優良な農地は、基礎的な農業の生産基盤であり、良好な状態で維持・保全するとともに、農地が持つ保水機能の維持、生物多様性の確保および田園風景の維持のために、開発の抑制を図る。

ハ) 良好な景観を有する地域

歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、地域の個性として次世代へと継承していくために、開発の制限を図る。

二) 自然災害の危険性が高い地域

水害等の災害リスクの高い地域では、開発の制限を図る。

② その他の地域

- 農村集落は、昔ながらの良好な集落環境を維持し、田園風景に調和した土地利用を図る。また、農村集落の隣接部では、農家の世帯分離、Uターン等による宅地需要がある場合は、良好な生産基盤を確保し、「土地の分布や基盤整備の状況・見通し」、「義務教育施設等の公共施設の立地状況」、「自然環境、営農環境、集落環境への影響」、「災害リスクの回避・低減」を十分に勘案した上で、適切な規模の開発を許容する。
- 新興住宅地等の都市的な土地利用を行っている地域は、自然環境や田園風景に調和した土地利用を図る。
- 優良な農地以外の農地等の自然的環境を有する地域も、保全することを基本とする。
- 三方五胡スマート IC 周辺については、道の駅「三方五胡」や福井県年稿博物館を中心に、観光振興に資する拠点としての適切な土地利用の展開を図る。

(4) 土地利用の規制・誘導方策の活用方針

- 都市の問題を改善し、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、まちづくり条例の制定を検討する。
- 地域の環境を損なうような中高層の建築物の建築を抑制し、宅地開発を地域環境に調和するように「建築形態コントロール（建ぺい率、容積率等）」の見直しを必要に応じて検討する。
- 「土地利用の分布や規制」および「地価」の状況や今後の見通し等の実態をふまえて、良好な居住環境や景観を損なうような施設が立地する恐れがある農村集落等については、「地区計画」による建築物の用途・形態等の制限の適用を検討する。
- 農業振興地域制度の適正な運用により、優良農地等の保全を図る。

(5) 景観の保全等の方針

- 歴史的街並みや自然景観等、良好な景観を有する地域は、景観計画等、景観法に基づく手法によりその景観の保全を図る。
- 幹線道路の沿道等に設置される屋外広告物については、福井県屋外広告物条例等を活用し、周辺の良好な景観と調和するよう誘導を図る。

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 交通施設について

① 交通体系の整備の方針

- 日本海国土軸を形成し、三大都市圏をはじめとする広域圏を結ぶ、舞鶴若狭自動車道4車線化の整備を促進する。
- 通勤・通学、買い物等の日常生活が快適となる道路ネットワークの充実を図るとともに、生活空間における道路の安全、安心を確保し、住みやすい環境基盤を整備する。また、自動車に頼らず誰もが容易に移動できるよう、鉄道やバスなどの公共交通機関との連携を強化し、交通の基盤づくりを推進する。
- 大規模災害時においても、人やモノの輸送を安定的に確保するため、重要物流道路や緊急輸送道路などの防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進する。
- 新たに幹線道路を配置する際には、計画的な市街地形成を阻害するおそれのある開発を誘発しないように、道路交通処理機能が低下しないように、更に自然的環境が損なわれないように、道路の位置や構造の調整および沿道の土地利用規制を図る。
- 道路施設の老朽化対策については、長寿命化修繕計画に基づき計画的に実施するとともに、事後保全から予防保全への転換を図ることにより、持続可能な道づくりを推進する。

② 主要な施設の配置の方針

イ) 公共交通関連施設の配置

- JR 小浜線を主軸として、三方駅から展開する路線バスやコミュニティバス等のフィーダー交通の充実により、地域公共交通ネットワークの強化を図る。
- 沿線市町や交通事業者との意思疎通を図りながら、既存駅の機能向上の他、交通 DX、他分野との共創などにより、公共交通の利用環境の向上を図る。

ロ) 道路の配置

- 舞鶴若狭自動車道4車線化および関連アクセス道路の整備を促進することで、関西、中京、北陸圏や敦賀港への物流ネットワークを強化させるとともに、大雨・大雪時のネットワーク代替性確保や事故防止のみならず、原子力災害時における広域避難の円滑化を進める。
- 既存道路空間の再構築等による歩行者・自転車空間の拡大により、心地よさが感じられ、賑わいのある美しい道路空間や緑豊かな、ゆとりある空間を創出する。また、市街地内における自転車走行空間のネットワーク化を進める。
- 道路の構造は、自転車および高齢者・障がい者を含む全ての歩行者が安全かつ円滑に移動できるように配慮する。

③ 交通施設の整備目標

おおむね10年以内に整備する予定の道路を以下に示す。

路線名	整備予定区間
国道27号	若狭町気山～三方（歩道整備）

(2) 下水道について

① 下水道の整備の方針

- 「福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し」に基づいて、公共下水道・農業集落排水処理施設および合併処理浄化槽等の適切な役割分担のもと、汚水処理施設の整備を進め、未普及地域の早期解消を図り、良好な水環境の保全を目指す。
- 施設の計画的な維持修繕、広域化・共同化を図ることによりコスト縮減に努め、持続可能な経営を目指す。
- 下水道施設の適切な運転管理を図るとともに、下水道施設の「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な災害対策を推進し、自然災害が発生した場合においても下水道の有すべき機能を維持することで、安定した下水道サービスの提供を目指す。
- 集中豪雨の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大しているため、雨水管整備等の浸水対策を推進する。

② 整備水準の目標（行政区域の整備水準）

(単位：%)

普及率 ^{※1}	R2	R12
若狭町	99 (49) ^{※2}	100 (53)

※1 普及率（＝汚水処理人口普及率）：汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、その他の汚水処理施設）の供用人口^{※3}／行政人口×100

※2 （ ）は公共下水道の普及率：公共下水道の供用人口／行政人口×100

※3 供用人口：汚水処理施設を使用することができる状況にある人口

③ 下水道の整備目標

おおむね10年以内に下水道を整備する地区を以下に示す。

市町名	おおむね10年以内に整備する地区
若狭町	整備計画無し ^{※1}

※1 整備計画無し：整備計画の予定が無い

(3) 河川について

① 河川の整備の方針

イ) 治水機能の確保

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水対策は従来の河川改修による対策だけでなく、流域のあらゆる関係者（国・県・若狭町・企業・住民等）との協働により、田んぼダム、校庭貯留や公園貯留等の流域のあらゆる既存施設を活用した流出抑制対策、リスクの低いエリアへの居住や都市機能の誘導や住まい方の工夫等の地域づくりと一体となった対策および危機管理対策を効果的、効率的に組み合わせた、流域全体で総合的かつ多層的な流域治水の推進を図る。
- 「人口や資産が集積している市街地を流下する県民生活上特に重要な河川」、「浸水被害が頻発している河川」等について重点的、効率的な治水対策を推進する。
- 河川改修に当たっては、良好な水辺空間を形成するため河川のもつ多様な自然環境や生態系に配慮した川づくりを推進する。
- 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展や自然的条件等により困難な地域については、特定都市河川等の指定を検討し、雨水流出増加の抑制や流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用等の対策を図る。
- 早瀬川などにおいて、必要に応じて津波遡上対策を検討する。

ロ) 水と緑豊かな水辺空間の保全と整備

- 河川空間の整備においては、河川が有する多様な自然環境の保全を前提に、良好な都市空間の創出、生物多様性の確保および河川の利活用に配慮する。
- 若狭町と連携して地域住民や河川愛護団体による草刈清掃、花壇整備等の自主的な河川美化活動を支援し良好な河川環境を保全・整備する。

② 河川の整備目標

おおむね 10 年以内に整備する予定の河川等を以下に示す。

整備方針	河川名	全体計画延長 (km) ※1	整備内容	おおむね 10 年以内に整備する区間 (km) ※2
治水機能の確保	三方五湖	0.95 km (若狭町海山～塩坂越)	放水路、湖岸堤	(完成)

※1 () 内は全体計画区間を示す。

※2 () 内はおおむね 10 年以内に整備する区間を示す。但し、おおむね 10 年以内に完成する河川等は、「完成」する旨を示す。

(4) その他の都市施設について

- その他の都市施設を配置する場合は、住民の生活や産業活動の利便性、居住環境や自然的環境の保全および土地利用や都市基盤整備の動向等を考慮し、また都市機能を維持・増進し、安全で安心して生活できる良好な都市環境が形成されるように配慮する。
- 地域拠点周辺の活性化、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成、子どもから高齢者までが安心して活動できる公共空間づくり等のために、交通の利便性が高い三方駅等の交通結節点に教育文化施設、医療施設、社会福祉施設等の都市機能の集約を図る。

6 自然的環境の保全または整備に関する主要な都市計画決定等の方針

(1) 基本方針

本都市計画区域は、三方五湖や都市一帯にひろがる田園等が優れた自然的環境を形成している。

また、都市内では、田園に農村集落等が点在しており、また、多くの小河川が流れている。

このような都市の自然的環境をふまえ、生態系やレクリエーションのネットワーク機能の強化に向けて、自然的環境の保全または整備を図る。

※自然的環境を保全または整備する際には、自然環境データ等に記載されている優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地等の地域を十分に考慮する。

(2) 主要な緑地の配置の方針

○既存の都市公園においては、施設の老朽化の状況、利用状況やニーズの変化、将来の土地利用計画をふまえ、改修または機能再編・拡充を推進する。

○田園、里山、屋敷林や鎮守の森およびはす川等の河川等の緑地は、都市の良好な環境を保全するために重要な役割を果たしているため、身近な緑地として親しめるように保全する。

○里山から市街地への緑地の連続性を確保するために、環境に配慮した河川や湖の整備および幹線道路の緑化等による緑のネットワーク化を図る。

(3) 実現のために必要な具体的な都市計画決定の方針

① 施設緑地（都市公園等）

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能および景観構成機能等の確保や放射環状型緑地の形成を勘案し、市街地内の低未利用地や歴史・文化的資源を活用しながら都市公園等を整備し、グリーンインフラの取組みを推進する。

既存の都市公園のストックを有効活用するための取組みとして、適正な維持管理による公園施設の長寿命化、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI）の活用、都市公園の再編・集約化を推進する。

② 地域制緑地（風致地区、緑地保全地域等）

都市内の自然的環境を保全するために、優れた風致や景観および貴重な動植物の生息地や生育地を有する緑地において、開発の動向や建築物の立地状況を考慮して、風致地区や緑地保全地域等の活用を図る。

7 防災まちづくりの基本方針

- 都市計画区域内に存在する水害をはじめとした様々な災害リスクを考慮し、県、若狭町、民間事業者等あらゆる関係者が連携して、災害リスクの回避・低減の観点から総合的に防災まちづくりを推進する。
- 都市計画区域内には、はす川沿いの沿川に洪水浸水想定区域が広がり、土砂災害警戒区域も分布している。このため、防災性を高める地区計画制度の活用や、避難地・避難路の整備、平時における住民への災害リスクの周知、避難体制の強化、田んぼダムの推進などハード・ソフト両面の対策により災害リスクの低減を図る。
- 指定避難所など災害時にも特に機能確保が必要な施設が災害リスクの高いエリアに立地しているケースもあり、必要に応じて機能強化や配置見直し、民間施設等の活用を図る。
- 危険な盛土による災害を防止するため、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域を指定する。

